

中華人民共和国交通管理訓練センター
プロジェクト事前調査団報告書別冊資料

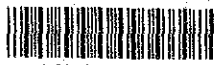
中華人民共和国
交通管理及び車両管理
関係法令集

昭和62年12月

国際協力事業団
社会開発協力部

海 七
JR
88-072

JICA LIBRARY



1071154E7J

18590

国際協力事業団

18590

は し が き

本別冊資料は、国際協力事業団が昭和62年11月から12月にかけて派遣した中華人民共和国交通管理訓練センタープロジェクト事前調査団が、現地滞在中に収集した交通管理及び車両管理関係法令を翻訳し、とりまとめたものである。

目 次

1. 中華人民共和国道路交通管理条例……………	1
（「中华人民共和国道路交通管理条例」）	
2. 中華人民共和国治安管理处罚条例——条文解释付……………	21
（「中华人民共和国治安管理处罚条例」）	
3. 都市原動機付車両安全検査暫定基準……………	73
（「城市机动车辆安全检验暂行标准」）	
4. 都市原動機付車両運転者試験暫定方法……………	93
（「城市机动车辆驾驶员考试暂行办法」）	
5. 北京市道路交通管理暫定規則等……………	113
（「北京市道路交通管理暂行規定」等）	
6. 都市交通規則……………	155
（「城市交通規則」）	
7. 交通行為規則常識——高校生必読……………	169
（「交通行為規則常識——高中生必読」）	
8. 学生の交通安全——授業教材……………	205
（「学生交通安全——研課教材」）	

<資料-1>

中華人民共和國道路交通管理條例

(1988年3月9日國務院公布)

資料1 目次

第1章 総 則	1
第2章 交通信号、交通標識及び交通標示	1
第3章 車 両	3
第4章 車両運転者	4
第5章 車両積載	5
第6章 車両走行	7
第7章 歩行者と乗車人員	14
第8章 道 路	15
第9章 罰 則	16
第10章 附 則	19

第1章 総 則

第1条 道路交通管理を強化し、交通秩序を守り、交通の安全と円滑を保持して社会主義近代化建設の必要に適應させるために本条例を制定する。

第2条 本条例でいう道路とは公道、街路、小路及び公共広場、公共駐車場等車両、歩行者の通行に供するところを指す。

第3条 本条例でいう車両とは道路上を走行する下記の原動機付車両と非原動機付車両を指す。

1. 原動機付車両とは各種自動車、トロリーバス、路面電車、バッテリー車、自動二輪車、原動機付自転車、トラクター、タイヤ式専用機械車両を指す。
2. 非原動機付車両とは普通自転車、三輪自転車、荷車、畜力車、身体障害者用車椅子を指す。

第4条 道路上を通行するあらゆる車両、歩行者、乗車人員及び道路上で交通と関係のある活動を行う者は必ず本条例を順守しなければならない。

第5条 機関、軍隊、団体、企業、学校及びその他の組織は所属者に対し本条例を順守するよう常に教育をしなければならない。

本条例に違反する行為に対し、だれでも忠告してやめさせたり控訴する権利を有する。

第6条 車両を運転し、家畜を御し家畜に乗るときは右側通行の原則を順守しなければならない。

第7条 車両、歩行者はそれぞれ区分された通行帯を通行しなければならない。通行帯を変更して通行する車両または歩行者はその本道内を走行する車両または歩行者に譲り優先的に通行させなければならない。

本条例が規定していない状況に遭った場合、車両、歩行者は安全確保の原則のもとで通行しなければならない。

第8条 本条例は各級公安機関が実施に責任を負う。

第2章 交通信号、交通標識及び交通標示

第9条 交通信号は信号機の信号、車道灯火による信号、横断歩道の信号、交通指示棒による信号、手信号に分けられる。

第10条 信号機の信号

1. 青色の灯火がついているとき、車両、歩行者は通行することができる。ただし、右（左）折する車両は直進する車両と横断中の歩行者の通行を妨げてはならない。

2. 黄色の灯火がついているとき、車両、歩行者は進行してはならない。ただし、すでに停止線を越えている車両とすでに横断歩道に進入している歩行者は引き続き通行することができる。
3. 赤色の灯火がついているとき、車両、歩行者は通行してはならない。
4. 青色の灯火の矢印がついているとき、車両は矢印の示す方向へ通行することができる。
5. 黄色の灯火が点滅しているとき、車両、歩行者は安全確保の原則のもとに通行しなければならない。

右折する車両とT形道路交差点で右側に横断歩道のない道路を直進する車両が本条第2、3項の規定に遭った場合、通行中の車両と歩行者の進行を妨げない状況のもとで通行することができる。

第9、10条の規定は隊列を組んで行く歩行者と家畜を御し家畜に乗って行く者にも適用する。

第11条 車道灯火による信号

1. 青色の灯火の矢印がついているとき、車両は本車道を通行することができる。
2. 赤色の灯火の×印がついているとき、車両は本車道を通行してはならない。

第12条 横断歩道の信号

1. 青色の灯火がついているとき、歩行者は横断歩道を通過することができる。
2. 青色の灯火が点滅しているとき、歩行者は横断歩道に進入してはならない。ただし、すでに横断歩道に進入している者は引き続き進行することができる。
3. 赤色の灯火がついているとき、歩行者は横断歩道に進入してはならない。

第13条 交通指示棒による信号

1. 直進信号：右手に指示棒を持って腕を右側へ水平に上げ、そのあと腕を左側に曲げて下ろしたとき、左右両方向へ直進する車両は通行することができる。また、各方向からきて右折する車両は通行中の車両の進行を妨げない状況のもとで通行することができる。
2. 左折信号：右手に指示棒を持って腕をまっすぐ前へ伸ばしたとき、左方向からくる左折及び直進する車両は通行することができる。左腕を同時に右前方へ振り動かしたとき、車両は（警察官の立っている）直近の内側を通過して左折することができる。各方向からきて右折する車両とT形道路交差点で右側に横断歩道のない道路を直進する車両は通行中の車両の進行を妨げない状況のもとで通行することができる。
3. 停止信号：右手に指示棒を持ち腕を曲げて指示棒を垂直にしたとき、車両は進行してはならない。ただし、すでに停止線を越えたものは、引き続き進行することができる。

第14条 手信号

1. 直進信号：右腕（左腕）を右（左）へ水平に上げ手のひらを前へ向けたとき、左右両方向へ直進する車両は通行することができる。各方向からきて右折する車両は通行中の車両の進行を妨げない状況のもとで通行することができる。
2. 左折信号：右腕を前へ水平に伸ばし手のひらを前へ向けたとき、左方向からくる左折及び直進する車両は通行することができる。左腕を同時に右前方へ振り動かしたとき、車両は（警察官の立っている）直近の内側を通過して左折することができる。各方向からきて右折する車両とT形道路交差点で右側に横断のない道路を直進する車両は通行中の車両の進行を妨げない状況のもとで通行することができる。
3. 停止信号：左腕を垂直に上げ手のひらを前へ向けたとき、前方の車両は通行してはならない。右腕を同時に左前方へ振り動かしたとき、車両は道路側端に停車しなければならない。

第15条 歩行者は交通標識と交通標示の規定を順守しなければならない。

第16条 灯火による信号、交通標識、交通標示と交通警察官の指示が一致しない場合は交通警察官の指示に従わなければならない。

第3章 車 両

第17条 車両は必ず車両管理機関による検査に合格し、番号標、走行許可証を受け取った後走行することができる。

番号標は指定された位置に取り付け、いつもはっきりと見えるようにしておかなければならない。番号標と走行許可証は貸借、書き改め、偽造をしてはならない。

第18条 原動機付車両は正式な番号標、走行許可証を受け取る前に移動または試運転をする必要があるとき、移動許可証、臨時番号標または試運転番号標を申請受領し、規定に従って走行しなければならない。

第19条 原動機付車両は良好な整備状況を保持しなければならない。制動器、操向器、警音器、ワイパー、バックミラー、灯火装置が完備し機能を保持していなければならない。

普通自転車、三輪自転車及び身体障害者用車椅子のブレーキ、ベル、反射器及び畜力車のブレーキ装置は機能を保持していなければならない。

普通自転車、三輪自転車は機械動力装置を取り付けてはならない。

第20条 原動機付車両は車両管理機関が規定する期限によって検査を受けなければならない。規定

どおり検査を受けない車両または検査の結果が不合格の車両は引き続き走行してはならない。

第21条 自動車、トラクターは付随車を付けるとき、1台のみ連結することができる。付随車の積載重量は自動車の積載重量を越えてはならない。連結装置は必ず堅固で防護ネットと付随車の制動器、標識柱、標識柱灯、制動灯、方向指示灯、尾灯はすべて完備し機能を保持していなければならない。

第22条 原動機付車両は操向器、灯火装置が故障したとき牽引されてはならない。その他の部分が故障して牽引される必要があるときは下記の規定を順守しなければならない。

1. 正式な運転者が操作しなければならない。また、人を乗せてはならず、付随車を付けてはならない。
2. 幅は牽引車を超えてはならない。
3. ロープで牽引するときは牽引車との間に必要な安全間隔を保持しなければならない。
4. 制動器が故障しているものは固定式連結装置を使わなければならない。

第23条 クレーン車、タイヤ式専用機械車両は付随車を付けたり、他の車両を牽引してはならない。自動二輪車、原動機付自転車は車両を牽引したり他の車両に牽引させてはならない。

第24条 原動機付車両の騒音と有害ガスの排出は国の規定する基準に符合しなければならない。

第4章 車両運転者

第25条 原動機付車両の運転者は必ず車両管理機関による試験に合格し、運転免許証を受領した後、車両を運転することができる。

第26条 原動機付車両の運転者は必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 車両を運転するときは運転免許証と走行許可証を携帯しなければならない。
2. 運転免許証を貸借、書き改め、偽造してはならない。
3. 運転免許証を所持していない者に車両を渡して運転させてはならない。
4. 運転免許証で許可されている車種と異なる車両を運転してはならない。
5. 規定に従って適性検査を受けない者、適性検査で欠格の者は車両を引き続き運転してはならない。
6. 飲酒後車両を運転してはならない。
7. 安全装置が不備または部品が故障している車両を運転してはならない。
8. 積載規定に符合しない車両を運転してはならない。

9. 安全運転を妨げる疾病または過度の疲労があるとき車両を運転してはならない。
10. 自動二輪車を運転し、当該車に同乗するときは安全ヘルメットを着用しなければならない。
11. ドア、荷台をしっかり閉めていないとき車両を走行させてはならない。
12. サンドルを履いて車両を運転してはならない。
13. 車両を運転しているとき喫煙、飲食、おしゃべり、あるいはその他安全運転を妨げる行為をしてはならない。

第27条 原動機付車両の運転教習者と指導員は第26条の規定を順守するほか、下記の規定を順守しなければならない。

1. 運転教習者と指導員は車両管理機関が審査発給した運転教習証と指導員証をそれぞれ所持しなければならない。
2. 指導員の付き添い指導のもとで指定された時間、コースによって運転を学習しなければならない。また教習車両に指導と関係のない者を同乗させてはならない。運転教習者が本条に違反したり、交通事故を起こしたとき、指導員はその一部分あるいは全責任を負わなければならない。

第28条 原動機付車両の運転教習者は受験車種により単独で車両を運転することができる。ただし、バス、トロリーバス、路面電車、クレーン車、付随車連結自動車を運転するときは正式な運転者が並んで座り監督指導しなければならない。

運転教習者は任務遂行中のパトカー、消防車、緊急工事車、救急車、危険物運搬車両を運転してはならない。

第29条 非原動機付車両を運転するとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 酒に酔っている者は運転してはならない。
2. 正常な運転能力を失っている身体障害者は運転してはならない（身体障害者専用車椅子を除く）。
3. 16歳未満の者は道路上で畜力車を御してはならない。
4. 12歳未満の児童は道路上で普通自転車、三輪自転車に乗ってはならず、荷車を押したり引いたりしてはならない。

第5章 車両積載

第30条 原動機付車両は荷物を積載するとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 走行許可証で許可されている積載重量を超えてはならない。
2. 積載はバランスがとれて安定しており、荷づくりが堅固でなければならない。ばらばらになりやすい、流出・漏出しやすい荷物は密封するかシートをしっかりとかぶせなければならない。
3. 大型貨物自動車は荷物を積載するとき、地面からの高さは4 mを超えてはならず、幅は荷台の幅をはみ出してはならず、長さは前端は車体をはみ出さず、後端は荷台から2 mを超えてはみ出してはならず、はみ出し部分が地面に触れてはならない。
4. 付随車連結大型貨物自動車、付随車連結大型トラクターは荷物を積載するとき、地面からの高さは3 mを超えてはならず、幅は荷台の幅をはみ出してはならず、長さは前端は荷台をはみ出さず、後端は荷台から1 mを超えてはみ出してはならない。
5. 積載重量 1,000kg 以上の普通貨物自動車は荷物を積載するとき、地面からの高さは2.5 mを超えてはならず、幅は荷台の幅をはみ出してはならず、長さは前端は車体をはみ出さず、後端は荷台から1 mを超えてはみ出してはならない。
6. 積載重量が1,000kg 未満の普通貨物自動車、付随車連結普通トラクター、三輪自動車は荷物を積載するとき、地面からの高さは2 mを超えてはならず、幅は荷台をはみ出してはならず、長さは前端は荷台をはみ出さず、後端は荷台から50cmを超えてはみ出してはならない。
7. 自動二輪車、原動機付自転車は荷物を積載するとき、地面からの高さは1.5 mを超えてはならず、幅は左右ともハンドルから15cmを超えてはみ出してはならず、長さは車体から20cmを超えてはみ出してはならない。
8. 荷物の長さが荷台の後枠をはみ出さないとき、枠を横にしたり下ろしてはならない。はみ出すとき、荷物と枠が番号標、方向指示灯、制動灯、尾灯を遮ってはならない。

第31条 非原動機付車両は荷物を積載するとき、大・中都市の市街地または交通量の多い道路上では必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 普通自転車は荷物を積載するとき、地面からの高さは1.5 mを超えてはならず、幅は左右ともハンドルから15cmを超えてはみ出してはならず、長さは前端は車輪をはみ出さず、後端は車体から30cmを超えてはみ出してはならない。
2. 三輪自転車、荷車は荷物を積載するとき、地面からの高さは2 mを超えてはならず、幅は左右とも車体から10cmを超えてはみ出してはならず、長さは前後とも車体から1 mを超えてはみ出してはならない。
3. 畜力車は荷物を積載するとき、地面からの高さ2.5 mを超えてはならず、幅は左右とも車体から10cmを超えてはみ出してはならず、長さは前端は長柄を超えず、後端は車体から

1 mを超えてはみ出してはならない。

第32条 車両は分割できない荷物を積載し、その体積が規定を超えると、公安機関の許可を得て指定時間に指定コースを指定速度で運転し、あわせて目立つ標識をつけなければならない。

第33条 原動機付車両は人を乗せるとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 走行許可証で許可されている乗車定員を超えてはならない。
2. 貨物自動車は人と荷物を混載してはならない。ただし、大型貨物自動車は短距離輸送するとき、荷台に看守または積み卸し人員1～5人を同乗させることができる。その場合、安全な乗車場所を残しておかなければならない。荷物の高さが荷台の枠を超すとき、荷物の上に人を乗せてはならない。
3. 付随車連結貨物自動車、付随車連結トラクター、半付随車、無側自動車、クレーン車、ダンプカー、タンクローリーは人を乗せてはならない。ただし、付随車連結トラクター、安全保証装置または乗車装置を設けている半付随車、無側自動車、クレーン車、ダンプカーは車両管理機関の審査許可を経て、看守または積み卸し人員1～5人を同乗させることができる。
4. 貨物自動車の荷台に6人以上乗せるとき、車両と運転者は車両管理機関の審査許可を経たから走行することができる。
5. 原動機付車両は運転室と荷台以外のいかなる場所にも人を乗せてはならない。
6. 自動二輪車、側車付自動二輪車の後座席に12歳未満の児童を同乗させてはならない。原動機付自転車は人を乗せてはならない。

第6章 車両走行

第34条 車両は必ず下記の通行区分の規定に従って走行しなければならない。

1. 原動機付車両用車道と非原動機付車両用車道が区別されている道路では、原動機付車両は当該車道を走行し、原動機付自転車は原動機付車両用車道の右側端に寄って走行し、非原動機付車両、身体障害者専用車椅子は当該車道を走行すること。
2. 中心線を引いていない道路、原動機付車両用車道と非原動機付車両用車道の区別のない道路では、原動機付車両は中間を走行し、非原動機付車両は右側端に寄って走行すること。
3. 原動機付普通車両用車道と原動機付大型車両用車道が区別されている道路では、普通乗用車は原動機付普通車両用車道を走行し、その他の原動機付車両は原動機付大型車両用車

道を走行すること。

4. 原動機付大型車両用車道を走行する車両は原動機付普通車両用車道を走行する車両の正常な走行を妨げないとき、車道を変更して追い越すことができる。原動機付普通車両用車道の車両が低速で走行中または後続車の追い越しに遭ったとき、原動機付大型車両用車道へ車道を変更して走行すること。
5. 道路に追越車道が区分されているところでは、原動機付車両は追い越しするとき追越車道に進入することができる。追い越し終了後はもとの車道へ戻らなければならない。

第35条 広々とした、空いている、見通しのよい道路では、交通安全を保障する原則のもとで原動機付車両の最高時速を次のように規定する。

1. 普通乗用車は二本実線により標示された中央線または中央分離帯のある道路、原動機付車両用車道と非原動機付車両用車道を分離する施設のある道路では、街路で70km、公道で80kmとする。その他の道路では街路で60km、公道で70kmとする。
2. 大型乗用車、貨物自動車は二本実線により標示された中央線または中央分離帯のある道路、原動機付車両用車道と非原動機付車両用車道を分離する施設のある道路では、街路で60km、公道で70kmとする。その他の道路では街路50km、公道60kmとする。
3. 自動二輪車、側車付自動二輪車は街路で50km、公道で60kmとする。
4. 二連結バス、トロリーバス、路面電車、荷台に人を乗せている貨物自動車、付随車連結自動車、三輪自動車は街路で40km、公道で50kmとする。
5. トラクター、原動機付自転車は30kmとする。
6. バッテリー車、小型トラクター、車輪式専用機械車両は15kmとする。

ただし、原動機付車両は上記規定の制限速度より高い、または低い交通標識と路面文字標示に遭った場合、上記の規定より高いときは示されている時速によって走行することができる。上記の規定より低いときは示されている時速によって走行しなければならない。

第36条 原動機付車両は走行中に下記の状況に遭ったとき、最高時速は20kmを超えてはならない。同様にトラクターは15kmを超えてはならない。

1. 小路、踏切、急カーブ、狭い道路、狭い橋、トンネルを通過するとき。
2. 転回、右左折、こう配の急な坂を下るとき。
3. 風、雨、雪、霧の天候で視界が30m以内のとき。
4. 凍結路、雪道、ぬかるみを走行するとき。
5. 警音器、ワイパーに故障が生じたとき。
6. 牽引装置に故障が生じたとき。
7. 非原動機車両用車道を横切るとき。

第37条 原動機付車両が同じ車道を走行するとき、後続車は走行速度、天候、路面状況に基づいて先行車との間に必要な安全距離を保持しなければならない。

第38条 原動機付車両の方向指示灯の使用。

1. 右折、右の車道へ進路変更、道路の右側端に寄って停車するときは右の方向指示灯をつけなければならない。
2. 左折、左の車道へ進路変更、停車地点から発進、転回するときは左の方向指示灯をつけなければならない。

第39条 原動機付車両は夜間の街路灯照明がいいとき、または薄暗い天気で見通しがはっきりしないとき、眩惑防止のため下向きの前照灯、車幅灯と尾灯をつけなければならない。夜間、街路灯がないか、または照明不良のとき、前照灯を下向きから上向きに変えなければならない。ただし、同方向へ走行している後続車は前照灯を上向きにしてはならない。霧のときは霧灯をつけなければならない。

第40条 原動機付車両は警音器の使用を禁止していない区域や道路区間で警音器を鳴らすとき、音量は必ず105 デシベル以下に規制しなければならず、毎回ホーン・スイッチを押す時間は0.5秒を超えてはならず、連続3回を超えて鳴らしてはならない。警音器を使って人を呼んではいならない。パトカー、消防車、緊急工事車、救急車が警報器と警光灯を取り付けるとき、公安機関の審査許可を経なければならず、しかも任務遂行中に限り規定によって使用することができる。

第41条 車両が横断歩道にさしかかり、交通信号によって通行中の歩行者がいるとき、車両は必ず一時停止するか減速して譲らなければならない。信号による規制のない横断歩道を通過するときは往来する歩行者に注意し避譲しなければならない。

第42条 車両は交通信号または交通標識で規制されている交差点を通過するとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 原動機付車両は交差点から100m～30m離れたところから減速徐行し、右左折する車両は同時に方向指示灯をつけ、夜間は前照灯を上向きから下向きに換えなければならない。
2. 進行方向別区分のある車道の交差点では、進行方向によってそれぞれの車道を走行しなければならない。
3. 通行可の信号に遭ったときは先に通行可になった車両の走行を優先させなければならない。
4. 原動機付車両は左折するとき交差点の中心の直近の内側を曲がらなければならない。
5. 原動機付車両が右折しようとするとき同じ車道上の先行車が信号待ちをしている場合、当該車両は順次一時停止して待たなければならない。本車道内で曲がることのできる非原

動機付車両は通行することができる。

6. 進行方向の交差点の交通が渋滞しているとき交差点に進入してはならない。
7. 停止信号に遭ったときは順次停止線の外に停車しなければならず、停止線のないところは交差点の外に停車しなければならない。

第43条 車両は交通信号または交通標識で規制されている交差点に遭ったとき、必ず下記の規定を順守して順次譲らなければならない。

1. 幹線道路の車両は支線道路の車両に優先する。
2. 支線と幹線が分かれていない道路では、原動機付車両は非原動機付車両に優先し、バス、トロリーバス、路面電車はそれ以外の車両に優先し、同種の車両は右方向から車両のこない車両が優先する（※右方向車両優先）。
3. 同種の車両が対向で遭遇するとき、直進車または右折車は左折車に優先する。
4. ロータリー交差点ではすでに交差点に進入している車両が優先する。
譲る方の車両は一時停止するか減速して周囲をよく見、安全を確認してから通過しなければならない。

第44条 車両は踏切を通過するとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 踏切の遮断機が下りていたり、警報機が鳴っていたり、赤色の灯火がついていたり、監視員が進行停止の合図をしたときは順次停止線の外側に停車しなければならない。停止線のないところでは一番外側のレールから5m以上離れた位置に停車しなければならない。
2. 監視員のいない踏切では一時停止して周囲をよく見、安全を確認してから通過しなければならない。
3. 踏切の信号で二つの赤色の灯火が交互に点滅しているとき、または赤色の灯火がついているときは通過してはならない。白色の灯火がついているときは通過することができる。赤色と白色の灯火がともについていないときは前項の規定に従って通過しなければならない。
4. 100トン以上の大型設備、部材を運送するときは、地元の鉄道部門が指定する踏切、時間に従って通過しなければならない。

第45条 車両は渡し場を通過するとき、必ず渡し場管理員の指示に従い、指定された場所で乗船の順番を待たなければならない。原動機付車両は乗船下船の際徐行しなければならない。

第46条 車両は冠水道路または冠水橋にさしかかったとき必ず一時停止して水の状況をよく調べ、安全を確認してから徐行して通過しなければならない。

第47条 原動機付車両は走行中に給油系統に故障が生じたとき、手で直接給油してはならない。こう配の急な坂を下るときエンジンスイッチを切ったり、ギヤをニュートラルにして滑行して

はならない。

第48条 原動機付車両は走行中に故障が生じ走行できなくなったとき、ただちに付近の交通警察官に報告するか自分で車両を移動させなければならない。制動器、方向指示器、灯火装置等に故障が生じたときは修理をした後走行することができる。故障車は交通を妨げない場所へ移動するとともに車体の後方に警告標識または非常表示灯をつけなければならない。また、夜間には車幅灯、尾灯をつけるか鮮明な標識をしなければならない。

第49条 原動機付車両は行き違うとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 中心線を引いていない道路、狭い道、狭い橋では減速し道路の右側に寄って通過し、しかも非原動機付車両と歩行者の安全に注意しなければならない。行き違いが困難なときは道を譲る条件のある方が相手を優先して通行させる。
2. 障害がある道路区間では障害のある方が相手に譲って通行させる。
3. 狭い坂道では下り坂を走行する車両が上り坂を走行する車両に譲って通行させる。ただし、下り車がすでに坂の途中にさしかかっており、上り車がまだ登坂していないときは下り車を優先させる。
4. 夜間街路灯がない道路または照明不良の道路では、対向車から150 m以上離れたところから互いに上向きの前照灯を消してから下向き前照灯をつけなければならない。狭い道、狭い橋で非原動機付車両と行き違うとき、前照灯を上向きのまま使用してはならない。
本条第2、3項の規定は非原動機付車両にも適用する。

第50条 原動機付車両は追い越しするとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 追い越しをする前に左の方向指示灯をつけるか警音器を鳴らし（警笛禁止区域・道路区間を除く。夜間は前照灯の上向き下向きを繰り返す方法を用いる）、安全を確認してから追い越される車両の左側を追い越さなければならない。また、追い越しをされた車両との間に必要な安全距離（*安全車間距離）を保持してから右の方向指示灯をつけて元の車道へ戻らなければならない。
2. 先行車が左折、左転回の合図をしたとき追い越しをしてはならない。
3. 追い越しの過程で対向車と行き違う可能性があるときは追い越しをしてはならない。
4. ちょうど追い越しをしている車両を追い越してはならない（*二重追い越しをしてはならない）。
5. 交差点、横断歩道、冠水道路、冠水橋を通過するとき、または本条例第36条の規定する状況に遭ったときは追い越しをしてはならない。

第51条 原動機付車両は走行中に後続車が追い越しの合図をしたとき、条件が許す状況のもとで右の方向指示灯をつけて道路の右側に寄り譲らなければならない、わざと譲らなかつたり、加速

して走行してはならない。

第52条 原動機付車両は踏切、横断歩道、曲がり角、狭い道、橋、こう配の急な坂、トンネルまたは危険の起こりやすい道路区間で転回してはならない。

第53条 原動機付車両は後退するとき車両の後方の状況をよく調べ、安全を確認してから後退しなければならない。踏切、交差点、一方通行道路、曲がり角、狭い道、橋、こう配の急な坂、トンネル及び交通量の多い道路区間で後退してはならない。

第54条 原動機付車両は非原動機付車両用車道を横切るとき、非原動機付車両に注意して避讓しなければならない。非原動機付車両は通行が妨げられて正常な走行ができないとき、通行が妨げられている道路区間に限り原動機付車両用車道へ入ることができる。この場合、後方からくる原動機付車両は減速徐行しなければならない。

第55条 バトカー及び護衛バトカー隊、消防車、緊急工事車、救急車は任務を遂行しているとき、安全確保の原則のもとで、走行速度、走行路線、走行方向と信号機による信号の規制を受けない。上記以外の車両と歩行者は必ず上記車両に通行を譲らなければならない。割り込みや追い越しをしてはならない。

交通警察官が停車合図板（標）を差し出したとき、いかなる車両も停車して検問を受けなければならない。

第56条 散水車、清掃車、道路修復車は作業中交通の安全と円滑を保証する状況のもとで走行路線、走行方向の規制を受けない。

任務遂行中の郵便車は公安機関が審査発給した通行証によって進入禁止や各種の原動機付車両通行止めの標識による規制を受けない。

第57条 キャタピラ式車両は舗装道路を横切ったり、短距離を走行する必要があるとき、市政府管理部門または公道管理部門の同意を経なければならない。あわせて公安機関の指定する時間、コースに従って走行しなければならない。

貨物自動車は橋を通過する際、その総重量が橋の負荷量を超えるときは本条の規定に準ずる。

第58条 普通自転車、三輪自転車の運転者は必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 右左折する前に減速徐行し、後方をよく見、腕を伸ばして合図しなければならない。急に曲がってはならない。
2. 先行車を追い越すとき追い越される車両の走行を妨げてはならない。
3. こう配の急な坂を通過するとき、四車線以上の原動機付車両用車道を横切るとき、またはブレーキが効かなくなったときは自転車を下りなければならない。また、下車する前に腕を伸ばして手を上下に振って合図をしなければならない。後続車の通行を妨げてはならない。

い。

4. 両手をハンドルから離したり、他の車両に片手でつかまったり、手に物を持ったりしてはならない。
5. 車両を牽引したり、他の車両に牽引されてはならない。
6. 身体をくっつけての並進、追いかかけ合い、ジグザグ走行、競争をしてはならない。
7. 大・中都市の市街地では人を相乗りさせて自転車を運転してはならない。就学年齢前児童の同乗については、各地でそれぞれ規定をつくることのできる。
8. 三輪自転車を運転するとき並進してはならない。

第59条 畜力車を御する者は必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 馴らしていない家畜を使って御車してはならず、畜車についている幼畜は車体につないでおかなければならない。
2. 並進御車してはならない。
3. 車上に寝そべったり、車から離れてはならない。
4. 交通量の多い道路区間、交差点、踏切、横断歩道、曲がり角、狭い道、狭い橋、こう配の急な坂、トンネルまたは危険が起りやすい道路区間を通るとき追い越しをしてはならない。二輪の畜力車を御するときは車を下りて家畜を引いていかなければならない。
5. 夜間街路灯の照明のない道路を走行するときは必ず明かりをつけなければならない。
6. 駐車するときはブレーキをよくかけ、家畜をしっかりとつないでおかなければならない。

第60条 荷車を引く（押す）者は並進、滑行、縦列走行またはジグザグ走行をしてはならない。

第61条 車両の駐車は必ず駐車場または駐車が許されている場所に順次駐車しなければならない。車道、歩道及び交通を妨げるその他の場所に勝手に駐車してはならない。原動機付車両を駐車させるときは電気回路を切り、手動制動器をしっかりとかけ、ドアをしっかりとロックしなければならない。

第62条 車両が駐車場以外の場所に停車するとき、必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 進行方向の道路の右側端に停車し、運転手は車両から離れてはならず、交通の妨げになるときは速やかに発進しなければならない。
2. 車両が確実に停止する前にドアを開けたり人を乗降させてはならない。ドアを開けるときの他の車両や歩行者の通行を妨げてはならない。
3. 歩道防護柵を設けてある道路区間、横断歩道、工事区間（工事車両を除く）、障害物の向かい側に駐停車してはならない。
4. 交差点、踏切、曲がり角、狭い道、橋、こう配の急な坂、トンネル及び上記地点から20m以内の道路区間で駐停車してはならない。

5. バス停留所、トロリーバス停留所、路面電車停留所、救急ステーション、ガソリンスタンド、消火栓、消防隊（署）の前及びそこから30m以内の道路区間で上述施設の車両を除く他の車両は駐停車してはならない。
6. 大型バス、トロリーバス、路面電車は特別な状況を除き停留所以外の場所で停車してはならない。
7. 原動機付車両は夜間または風、雨、雪、霧の天候に遭ったとき、車幅灯と尾灯をつけなければならない。

第7章 歩行者と乗車人員

第63条 歩行者は必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. 歩道を歩行しなければならず、歩道のないところでは道路の側端に寄って歩行しなければならない。
2. 車道を横切るときは横断歩道を歩かなければならない。交通信号機により規制している横断歩道を通過するときは車両に注意し、追いかけてこや急に走り出してはならない。横断歩道のないところでは真っすぐに横切らなければならず、車両が近づいているとき急に横切ってはならない。横断歩道橋、地下道のあるところではそこを歩かなければならない。
3. 歩道、車道及び踏切の防護柵を通り抜けたり、それによりかかったり座ったりしてはならない。
4. 道路上で車両に対しへばりついたり、追いかけてたり、走行を遮ったり、物を投げつけたたりしてはならない。
5. 就学年齢前の児童が街路や公道上を歩行するときは成人が付き添わなければならない。
6. 踏切を通過するときは本条例第44条第1、2、3項の規定に準ずる。

第64条 隊列を組んで道路を通行するとき、横の列は2人を超えてはならない。児童の行列は歩道を進行しなければならず、成人の行列は車道の右側端に寄って進行しなければならない。

行列が車道を横切るときは、横断歩道を速やかに通過しなければならない。横断歩道のないところでは真っすぐに横切らなければならない。長い行列の場合、必要であれば暫時通過を中断しなければならない。

第65条 乗車人員は必ず下記の規定を順守しなければならない。

1. バス、トロリーバス、路面電車、長距離バスに乗るときはプラットホームまたは指定さ

れた地点で並んで待ち、車両が確実に停止してから乗車しなければならない。乗降は降りる者が先、乗る者が後の順である。

2. 車道に出てタクシーを呼んではならない。
3. 燃えやすいもの、爆発しやすいもの等危険物を持ってバス、トロリーバス、路面電車、タクシー、長距離バスに乗ってはならない。
4. 原動機付車両が走行中、身体のいかなる部分も車外に出してはならず、跳び乗り跳び降りをしてはならない。
5. 貨物自動車に乗るときは立ったり、荷台の枠に座ったりしてはならない。

第8章 道 路

第66条 　いかなる部門及び個人も公安機関の許可を経ずに道路を占有して露店を出したり、車両を駐車させたり、物を積み上げて作業をしたり、小屋がけをしたり、家を建てたり、青空市場を開いたり等交通を妨げる活動をしてはならない。

　市政府と公道管理部門が修復のため道路を占有し掘削する必要があるときは、道路の日常的な修復、維持作業を除き、公安機関と協議を行い共同で交通保全の措置をとってから施工しなければならない。その他の部門が道路の掘削をする必要があるときは市政府管理部門または公道管理部門の同意を経て、公安機関が手続きを行う。

　道路掘削の工事現場にははっきりした標識と危険防止用の囲いを設置しなければならない。工事終了後は速やかに現場を片づけ、路面と道路施設を修復しなければならない。

第67条 　道路上で脱穀、穀物乾燥、放牧、堆肥づくりをしたり、道路上にゴミ投棄をしてはならない。

第68条 　公安機関を除き、他の部門は道路上に検問所を設置し車両を止めて検問してはならない。

　関係部門が確かに路上で検問する必要があるときは、公安機関の検問所に人員を派遣して業務に参加させることができる。公安検問所のない地区で関係部門が検問所を設置する必要があるときは、必ず公安機関の許可を経なければならない。

第69条 　バス、トロリーバス、路面電車、長距離バスの走行路線または停留所を新たに設置したり調整するときは、あらかじめ公安機関の同意を得なければならない。交通の妨げになるときは改変または場所を移動しなければならない。

第70条 　道路上に植えている並木、緑樹防護柵、花木、設置されている広告板、跨道パイプ・線等は街路灯、灯火信号、交通標識を遮ってはならず、安全な視界及び車両、歩行者の通行を妨

げてはならない。

第71条 踏切の見通し距離、広さ、プラットフォームの長さ及び踏切の両側の道路の傾斜度は要求に合致しなければならず、あわせて踏切標識と必要な安全防護施設を設置しなければならない。交通量の多い重要な踏切には専門の監視員を配置しなければならない。

第72条 大型建築物を新改築する場合と公共の場所にはその規模に相応する駐車場（庫）を設置しなければならない。駐車場（庫）は都市計画部門が審査し、公安機関と協議して同意を得てから施工することができる。

第9章 罰 則

第73条 本条例の規定に違反する行為は『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定で処罰されるほか、すべて本条例の規定によって処分される。

第74条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定で処罰するとともに運転免許の仮停止6ヵ月以内の処分を科することができる。情状が悪質な場合、同時に運転免許の仮停止6ヵ月以上12ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 酒に酔って原動機付車両を運転した者。
2. 原動機付車両を免許を無免許者に渡して運転させた者。
3. 原動機付車両の番号標、走行許可証、運転免許証を流用、貸借した者。

第75条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、200元以下の反則金または警告の処分を科するとともに運転免許の仮停止6ヵ月以下の処分を科することができる。情状が悪質な場合、同時に運転免許の仮停止6ヵ月以上12ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 原動機付車両の番号標、走行許可証、運転免許証を書き改めたり、偽造したり、他人の名をかたって取得したり、失効した原動機付車両の番号標、走行許可証、運転免許証を使用した者。
2. 指定された時間、コースによらずに運転を教習したり、あるいは単独で車両を運転した運転教習者。
3. 規定に違反して追い越しをしたり、避譲しなかった者。
4. 規定に違反して駐停車し、または車両に故障が生じたにもかかわらず車両をすぐに移動させず重大な交通渋滞をひき起こした者。

第76条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、100元以下の反則金または警告の処分

を科するとともに運転免許の仮停止4ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 運転免許証で許可されている車種と異なる車両を運転した者。
2. 規定に違反して運転者の審査試験に参加せず、または審査試験に不合格にもかかわらず車両を運転した者。
3. 手で直接給油して車両を運転した者。
4. パトカー及び護衛パトカー隊に対し割り込みや追い越しをした者。

第77条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、50元以下の反則金または警告の処分を科するとともに運転免許の仮停止3ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 逆方向へ走行した者。
2. こう配の急な下り坂を走行するとき、エンジン・スイッチを切り、ギヤをニュートラルにして滑行した者。
3. 未車検車両または車検不合格車両を運転した者。
4. 操行器、制動器、灯火装置等の部品が安全要求に合わない車両を運転した者。
5. 酒を飲んだあと原動機付車両を運転した者。

第78条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、30元以下の反則金または警告の処分を科することができる。また、単独で運転免許の仮停止2ヵ月以下の処分を科することができる。

1. バック・ミラー、ワイパーが安全要求に合わない車両を運転した者。
2. 進行方向別区分のある車道へ進入してから規定されている方向へ走行しなかった者。
3. 右折の際、同じ車道内に信号待ちの車両があるにもかかわらず右折を強行した者。
4. 交差点、踏切で規定どおり走行しなかった者、または一時停止しなかった者。
5. 任務遂行中のパトカー、消防車、緊急工事車に対し避讓しなかった者。
6. 原動機付車両の臨時番号標、試運転番号標、移動許可証を規定に違反して申請受領し使用した者。
7. 通行禁止の時間（道路）に（を）走行した者。

第79条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、20元以下の反則金または警告の処分を科することができる。また、単独で運転免許の仮停止1ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 規定に違反して行き違い、後退、転回をした者。
2. 規定に違反して貨物自動車に人を乗せた者。
3. 規定に違反して大型バス、トロリーバス、路面電車、クレーン車、付随車連結自動車を運転した運転教習者。

4. 騒音、有害ガス排出が国の基準を超える車両を運転した者。
5. 規定に違反して付随車を連結したり車両を牽引した者。
6. 規定に違反してキャタピラ式車両を運転した者。

第80条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定で処罰するとともに運転免許の仮停止1ヵ月以下の処分を科することができる。

1. 交通信号、交通標識、交通標示に違反した者。
2. 速度と積載の規定に違反した者。
3. 規定に違反して警報器または警光灯を使用した者。
4. 公安交通管理機関が明確に駐車禁止の規制をしている場所に車両を駐車させた者。

第81条 下記各項に該当する原動機付車両の運転者に対し、5元以下の反則金または警告の処分を科することができる。

1. 規定に違反して車両の番号標を取り付けた者。
2. 運転免許証、走行許可証不携帯の者。
3. 安全ヘルメットを着用せずに自動二輪車を運転したりそれに同乗した者。
4. 原動機付自転車に人を同乗させたり、自動二輪車、側車付自動二輪車の後部座席に12歳未満の児童を同乗させた者。
5. ドア、荷台をよく閉めずに車両を運転した者。
6. サンドルを履いて原動機付車両を運転した者。
7. 喫煙、飲食その他安全な走行を妨げる行為をしながら車両を運転した者。
8. 規定に違反して警音器を使用したり、警音器の音量が基準を超えた者。
9. 規定に違反して停車した者。

第82条 非原動機付車両の運転者、歩行者、乗車人員が本条例の規定に違反したとき、5元以下の反則金または警告の処分を科する。

第83条 公安機関へ届出をせずに街路や小路の路面を掘削した場合、200元以下の罰金または警告の処分を科する。

第84条 公安機関の同意を得ずに道路を占用して車両の通行に影響をきたした場合、50元以下の罰金または警告の処分を科する。

第85条 本条例に違反して交通事故を起こした場合の処理に関する規定は別に制定する。

第86条 交通管理に違反する行為に対する処罰は県または市の公安局、公安分局及び県級に相当する公安交通管理機関が裁決する。

警告、50元以下の反則金、2ヵ月以下の運転免許仮停止は交通警察隊が裁決することができる

第87条 反則金処分を受けた者がその場で反則金を渡さないとき、公安機関は原動機付車両の運転者に対し運転免許証または走行許可証の使用を暫時差し止めることができる。また非原動機付車両の運転者に対し、車両の使用を暫時差し止めることができる。その他の者に対しては正当な理由なくして反則金を納付しないとき、1日につき1～5元の反則金を追加することができる。運転免許証の仮停止処分を受けた者が正当な理由なくして規定されている期間に運転免許証を渡さない場合、1日遅れるごとに仮停止期間を5日延長することができる。

公安機関または交通警察官は反則金または仮停止処分した運転免許証を受け取るとき、被処分者に対し必ずその場で受取証を作成して渡さなければならない。

反則金はすべて国庫へ上納する。

第88条 交通警察官は必ず法を厳正に執行し、本条例の規定に違反した者に対し情状の軽重に基づいて批判教育または適当な処分をしなければならない。また、私利にとらわれて不正を行い、求賄収賄をし、法をねじ曲げて裁決するような行為があってはならない。

交通警察官が上述の規定に違反した場合、行政処分を行い、犯罪を構成する場合は法に基づいて刑事責任を追求する。

第10章 附 則

第89条 省、自治区、直轄市は本条例に基づいて実施方法を制定することができる。

第90条 高速道路の交通管理方法は公安部が別に制定する。

第91条 道路を走行して専ら運送業に従事しているトラクターまたは農作業に従事しながら運送業にも従事しているトラクターの安全技術検査、運転者審査、全国統一の道路走行証・番号標の審査発給等の業務について、公安機関は農業（農業機械）部門にそれを委託することができ、あわせて監督検査を行う権利を有する。

軍隊と人民武装警察部隊の車両検査、運転者審査、許可証・番号標の審査発給については、軍隊、人民武装警察部隊がその責を負う。

第92条 本条例は公安部がその解釈に責任を負う。

第93条 本条例は1988年8月1日より施行する。同時に1955年公布の『都市交通規則』を廃止する。

(※訳者注)

<資料-2>

中華人民共和國治安管理處罰條例

條文解釋付

中國政法大學出版社

資料2 目 次

中華人民共和国主席命令（第43号）	22
中華人民共和国治安管理処罰条例	23
第1章 総則	23
第2章 処罰の種類と運用	23
第3章 治安管理違反行為と処罰	25
第4章 決裁と執行	30
第5章 附則	32
中華人民共和国治安管理処罰条例条文解釈	33

中華人民共和国主席命令

第43号

「中華人民共和国治安管理处罰条例」は、すでに中華人民共和国第6期全国人民代表大会常務委員会第17回会議を1986年9月5日に通過した。ここに、これを公布し、1987年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 李 先 念

1986年9月5日

中華人民共和國治安管理處罰條例

1986年9月5日、第6期全國人民代表大會常務委員會第17回會議通過

第1章 總 則

第1條 治安管理を強化し、社会の秩序と公共の安全を守り、公民の合法的權益を保護し、社会主義現代化建設の順調な推進を確保するため、本條例を制定する。

第2條 社会秩序を乱し、公共の安全を妨げ、公民の人身の權利、公私の財産を侵害する者のうち、「中華人民共和國刑法」の規定によってその行為が犯罪となされる場合は、法に基づきその刑事責任が問われ、その行為が刑事處罰に及ばず、治安管理處罰を与えるべきとき、本條例によって處罰が行なわれる。

第3條 中華人民共和國の領域内で行なわれた治安管理に違反する行為には、法律に特別の規定がある場合を除き、本條例を適用する。

中華人民共和國の船舶あるいは航空機内で行なわれた治安管理違反の行為にも本條例が適用される。

第4條 公安機關は、治安管理違反者に対し、教育と處罰を結びつけて行なうという原則をしっかり守る。

第5條 民間のもめごとから、けんか殴り合いや他人の財物の損壞等の治安管理違反行為が起きた場合は、その程度が重大でなければ、公安機關が仲裁し、和解措置をとってよい。

第2章 處罰の種類と運用

第6條 治安管理違反行為に対する處罰は以下の3種に分けられる。

(1) 警告。

(2) 罰金。1元以上20元以下。本條例の第30條、第31條、第32條に別に規定のあるものは、その規定による。

(3) 拘留。1日以上15日以下。

第7條 治安管理に違反して得た財物と見つけられた所持禁止品は規定に基づいて、もとの持ち主

に返すか、あるいは没収する。治安管理中に違反して使用した本人所有の道具は、規定に基づき没収してよい。具体的方法は公安部が別に規定する。

第8条 治安管理中に違反によってもたらされた損害あるいは傷害は、治安管理中違反者がその損害を賠償するか、あるいは医療費を負担する。行為能力のない者あるいは行為能力に制限のある者が違反者で、本人に賠償する、あるいは医療費を負担する能力がない場合は、その後見人が法に基づき賠償、費用の負担の責任を負う。

第9条 満14歳以上満18歳未満の者が治安管理中違反をした場合は、処罰は軽くする。14歳未満の者が治安管理中違反をした場合は処罰はせず、訓戒を与え、あわせてその保護者に責任を持って厳しく監督するよう要求する。

第10条 精神病者が識別能力がない、あるいは自己の行為を制御できない状態で治安管理中違反をした場合は、処罰しないが、その後見人に責任を持ってしっかりと監督、治療するよう要求する。間歇的に病気が起こる精神病者が正常時に治安管理中に違反した場合は処罰する。

第11条 ろうあ者（両方の傷害がある者）あるいは盲人がその生理的欠陥のゆえに治安管理中に違反した場合は処罰しない。

第12条 酒に酔って治安管理中に違反した者は、これを処罰する。酒に酔っていて、本人に危険がある、あるいは他人の安全が脅かされる場合は、その者の行動を酔いがさめるまで制約しておかなければならない。

第13条 一人に二つ以上の治安管理中違反行為があった場合、それぞれ別に決定し、あわせて執行する。

第14条 二人以上がいっしょに治安管理中違反をした場合、それぞれの状況に基づき、別々に処罰する。

他人を教唆、あるいは脅迫、欺して治安管理中違反をさせた者は、その教唆、脅迫、欺す行為に対して処罰を行なう。

第15条 国家等の機関、団体、企業、事業所等の機関が治安管理中違反をした場合、直接の責任者を処罰し、機関の管理者が指示してやらせた場合、同時にその管理者も処罰する。

第16条 治安管理中違反しても、以下のような状況である場合は、処罰を軽くしたり、免除したりしてよい。

- (1) 程度がとても軽い者。
- (2) 自主的に誤りを認め、すぐに改めた者。
- (3) 他の人に脅迫されたり、欺され誘われた者。

第17条 治安管理中違反が以下のような状況である場合、重く処罰してよい。

- (1) 比較的重大な結果を招いた者。

(2) 他の人を脅迫したり、欺したり、18歳未満の者を教唆したりして治安管理違反をさせた者。

(3) 検挙した者、証人に対して暴力をふるった者。

(4) 何度も違反をし、誤りを改めない者。

第18条 治安管理違反行為を6カ月以内に公安機関が発見しなかった場合は、処罰は行なわない。

前文の期限は、治安管理違反の行為が発生した日から計算するが、その行為が連続性継続性のものである場合は、その行為の終わった日から計算する。

第3章 治安管理違反行為と処罰

第19条 以下のような公共秩序を乱す行為の一つがあり、それが刑事処罰をするに及ばぬ場合は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。

(1) 国家等の機関、団体、企業、事業所等の機関の秩序を乱し、業務、生産、営業、医療、教育、科学研究が正常に行なえないような状況に至らしめた者で、重大な損害を招くには至らない者。

(2) 駅、港、民間航空の飛行場、市場、マーケット、公園、映画館、劇場、娯楽場、運動場、展覧施設、その他の公共の場の秩序を乱した者。

(3) バス、路面電車、トロリーバス、汽車、船など公共の交通機関内の秩序を乱した者。

(4) 徒党を組んで殴り合ったり、難癖をつけてけんかをしかけたり、婦女を侮辱したり、その他の無頼な行為をする者。

(5) デマで人々を惑わせ、人々を扇動し騒ぎを起こす者。

(6) 虚偽の通報をして混乱を招く者。

(7) 国の職員が法に基づいて職務を遂行するのを拒否したり、妨げたりする者で、暴力を使ったり、脅したりはしない者。

第20条 以下のような公共の安全を妨げる行為の内、一つがある場合は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。

(1) 非合法に銃器や弾薬を携帯したり、あるいはその他の銃器管理規定に違反する行為があるが、刑事処罰をするほどでない者。

(2) 爆発物、劇毒、易燃物、放射性物質等の危険物管理規定に違反して、危険物を生産、貯蔵、運輸、使用した者で、重大な結果を招くには至らなかった者。

(3) 非合法に、七首、三角刀、バネ付きナイフあるいはその他の取り締まりの対象となる

刀剣類を製造、販売、携帯した者。

- (4) 旅館、飲食品店、映画館、劇場、娯楽場、運動場、展覧施設あるいはその他大勢人の集まる場所を経営するのに、安全規定に違反し、公安機関が通知をしても、それを改めない者。
- (5) 大勢の人を集めて集会を催したり、文化、娯楽、体育、展覧、展示販売等の人が多く集まるような催しをするのに、それ相応の安全措置をとらず、公安機関の通知にもその誤りを正さない者。
- (6) 渡し船、渡し場に関する安全規定に違反し、公安機関の通知にもそれを正さない者。
- (7) 制止を聞かず渡し船に無理に乗り込み、渡し船の積載超過を招いた者。また、渡し船の船頭に安全規定に違反する危険な運航を強要した者で、それが刑事処罰をするまでには及ばない者。
- (8) 鉄道、道路、船の航行水路、堤防に穴を掘ったり、障害物を放置したり、指示標識を損壊、移動したりして、交通運輸の安全性に影響をきたす可能性がある者で、刑事処罰をするまでには及ばない者。

第21条 以下のような公共安全を妨げる行為の内、一つがあるときは、200元以下の罰金あるいは警告に処す。

- (1) 民用の射撃場の設置、使用が安全規定に符合していない場合。
- (2) 許可を得ずに、電気を通じた鉄条網を取り付けたり、使用した者。あるいは電気を通じた鉄条網の取り付け、使用が安全規定に符合していない者で、重大な結果をもたらすには至っていない場合。
- (3) 車両、歩行者が通行する場所で施工するのに、溝や穴等を覆う、標識をつくる、囲いをするをしない、あるいは覆ってある物、標識、囲いを故意に壊したり、移動したりした場合。

第22条 以下のような他人の人身の権利を侵犯する行為の内、一つがあり、刑事処罰をするには及ばない者は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 他の人を殴り、軽い傷を追わせた者。
- (2) 非合法に他人の人身の自由を制限、あるいは不法に他人の住宅に侵入した者。
- (3) 公然と他人を侮辱、あるいは事実を捏造して他人を誹謗した者。
- (4) 家族を虐待し、その虐待された者から処分の要求があった者。
- (5) 脅迫状を書くか、あるいは他の方法で他人の安全に脅威を与えた、あるいは他人の正常な生活を妨害した者。
- (6) 18歳未満の者に恐怖、残酷プログラムを演じるよう脅迫あるいは誘惑し、その心身の

健康を損なわせた者。

(7) 他人の郵便物、電報を隠匿、破棄、あるいは勝手に開封した者。

第23条 以下のような公私の財産を侵犯する行為の内、一つがある者で、刑事処罰をするには及ばない場合は、15日以下の拘留、あるいは警告に処す。一つ単独に処しても、あわせて200元以下の罰金を科してもよい。

(1) 公私の財産少量を窃盗したり、搾取したり、強取したりした者。

(2) 国家、集団、個人の財産を攪乱して取った者。

(3) 公私の財産を、恐喝した者。

(4) 公私の財産を、故意に壊した者。

第24条 以下のような社会管理秩序を妨害する行為の内、一つがある者は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。

(1) 不正に得たものであると知りながら、それを購入した者。

(2) 乗車切符、乗船切符、芸能関係の催物、スポーツ試合の入場券、及びその他の切符類を転売した者で、刑事処罰をするには及ばない者。

(3) 政府の禁止令に違反して、アヘンを吸ったり、モルヒネなどの麻薬を注射した者。

(4) 封建的な迷信を利用して、社会秩序を乱したり、あるいは財物を騙し取ったりした者で、刑事処罰をするには及ばない者。

(5) 他人の原動機付車両を勝手に運転した者。

第25条 社会管理秩序の妨害をする者の内、以下第1項から第3項の行為の一つがある者は、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。また、第4項から第7項の行為の一つがある者は、50元以下の罰金、あるいは警告に処す。

(1) 地下、内陸の河川、湖、領海、及びその他の場所に文物が隠匿されているのが発見しながら通報しない者、あるいは国家に渡さない者。

(2) 字、印判を彫る職業の者が公印の製造の注文を受け、管理規定に違反したが、それが重大な結果を招くには至らなかった者。

(3) 国家の保護の対象となっている文物、名所旧跡を汚したり、壊したり、公共の場の彫刻を壊した者で、刑事処罰をするには及ばない者。

(4) 道路案内標識や交通標識を故意に壊したり、あるいは勝手に移動させたりした者。

(5) 街路灯、郵便ポスト、公衆電話、あるいはその他の公共設備を故意に壊した者で、刑事処罰をするまでには及ばない者。

(6) 関係規定に違反して、芝生、草花、樹木を傷つけた者。

(7) 規定に違反して、市街地や町内で音響器材を使い、その音量が大きすぎ、周辺の住民

の仕事や休息に影響を及ぼし、制止を聞き入れなかった者。

第26条 消防管理に違反する者の内、以下の第1項から第4項までの行為の一つがある者は、10日以下の拘留、100元以下の罰金、あるいは警告に処す。第5項から第8項までの行為の一つがある者は、100元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 燃えやすい物品、爆発しやすい物品がある所で、禁止令に違反して、タバコを吸ったり、火を使ったりした者。
- (2) 消防車、消防艇の通行を故意に妨げた者、あるいは火災現場の秩序を乱した者で、刑事処罰をするには及ばない者。
- (3) 火災現場の指導者の指示に従わず、消火救災に影響を及ぼした者。
- (4) 過失で火災を起こしたが、重大な損害を招くには至らなかった者。
- (5) 消防安全規定に違反し、危険な作業をするよう他人に指示、あるいは強制したが、重大な結果を招くには至らなかった者。
- (6) 消防安全規定に違反し、防火に必要な空間を占用したり、あるいは、日覆いをかけたり、家を建てたり、溝を掘ったり、塀を作ったりして消防車の通り道を塞いだ者。
- (7) 消火栓、吸水ポンプ、給水塔、貯水池等の消防施設の上を塞いだり、回りを占用したり、あるいは、消防器材、設備を他のことに流用したりして、公安機関が通知しても改めない者。
- (8) 重大な火災の危険性があり、公安機関がそれを通知しても改めない者。

第27条 交通管理に違反する者の内、以下の第1項から第6項までの行為の一つがある場合は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。また、第7項から第11項までの行為の一つがある場合は、50元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 原動機付車両のナンバープレート、運転免許証を他のことに流用したり、貸し借りをした場合。
- (2) 運転免許証のない者、酒に酔った者が原動機付車両を運転した場合、あるいは原動機付車両を運転免許証のない人に渡して運転させた場合。
- (3) 都市で集会、デモをするのに、関連の規定に違反して交通を妨げ、交通警察官の指示にも従わなかった場合。
- (4) 無理に車両を停止させたり、無理に車に乗り込んだりして、車両の正常な走行に影響を与え、制止を聞かなかった場合。
- (5) 県のレベル以上の公安機関がはっきりと通行禁止を公布している所を無理に通る、公安関係者の制止を聞かなかった場合。
- (6) 交通規則に違反して、交通事故を起こしたが、刑事処罰をするには及ばない場合。

- (7) 交通管理部門の検査、走行許可を経ていない原動機付車両を運転した場合。
- (8) 各部分が安全基準に合っていない原動機付車両を運転した場合。
- (9) 酒を飲んで原動機付車両を運転した場合。
- (10) 車両の運転者に、交通規則に違反することを指示、強要した場合。
- (11) 主要管理部門の許可を得ずに、道路に日よけの覆いをしたり、家を建てたり、店を出したり、物を積んだり、あるいはその他の交通を妨げる行為をした場合。

第28条 以下のような交通管理に違反する行為の内、一つがある場合、5元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 原動機付車両を運転するときに、積載、時速の規定に、あるいは交通標識、信号の指示に違反した場合。
- (2) 非原動機付車両の運転者、あるいは歩行者が交通規則に違反した場合。
- (3) 交通管理部門がはっきりと駐車禁止を公布している場所に、車両を駐車した場合。
- (4) 原動機付車両に、不法に特殊な音響の警報機や標識灯設備を取り付け、使用していた場合。

第29条 戸籍あるいは住民身分証の管理に違反する者の内、以下の第1項から第3項までの行為の一つがある場合は、50元以下の罰金、あるいは警告に処す。また、第4項あるいは第5項の行為がある場合は、100元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 定められている戸籍の申告、住民身分証の申請受領を行わず、公安機関の通知にも改めない場合。
- (2) 戸籍の申告の際、虚偽の申告をした場合、あるいは、他人の戸籍証明、住民身分証をその名をかたって使った場合。
- (3) 故意に戸籍証明の内容を書き替えた場合。
- (4) 旅館の管理者が、宿泊客の登録を規定されているように行なわなかった場合。
- (5) 部屋を賃貸したり、ベッドを提供して人を住まわせているのに、定められている住民の戸籍登録を申告しなかった場合。

第30条 売春すること、また、その客になること、及び売春の斡旋をすること、売春行為に場所を提供することを厳禁する。違反者は15日以下の拘留、警告に処すか、その行為を止め、悔い改めるよう命令、あるいは規定に基づいて強制労働をさせる。また、あわせて5,000元以下の罰金を科してもよい。犯罪にあたる場合は、法に基づき、その刑事責任を追及する。

14歳未満の少女の客となった者は、刑法第139条の規定に基づき、強姦罪として処罰を決める。

第31条 政府の規定に違反してパパペリン等の毒物の原料となる植物を植えることを厳禁する。そ

の違反者に対しては、植えたパパペリン等の毒物の原料植物を除き取るほか、15日以下の拘留に処す。拘留だけに処してもよいし、また、3,000元以下の罰金もあわせて科してもよい。犯罪にあたる者は、法に基づき刑事責任を追及する。

第32条 以下の行為を厳禁する。

- (1) 賭博をする、あるいは賭博をする条件を提供すること。
- (2) 猥褻な書籍、猥褻画、猥褻なビデオ、あるいはその他の猥褻な物品を制作、複製、販売、あるいは広めること。

上記の行為の内の一つがある場合は、15日以下の拘留に処す。また、それ以外にあわせて3,000元以下の罰金を科してもよい。あるいは、規定に基づいて強制労働をさせる。犯罪にあたる場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

第4章 決定と執行

第33条 治安管理に違反する行為に対する処罰は、県、市の公安局、公安分局、あるいは県レベルにあたる公安機関が決定する。

警告、50元以下の罰金は、公安派出所が決定することができる。また、農村で、公安派出所がない所は、公安機関が村の人民政府に委託して決定することができる。

第34条 治安管理に違反した者に対し、警告、あるいは50元以下の罰金に処す場合、あるいは罰金額が50元を超えるが処罰される者に異議がない場合は、公安関係者が、その場で処罰を行なってよい。

治安管理に違反した者に対するその他の処罰は、以下の順序によって行なう。

- (1) 召喚。公安機関が治安管理に違反した者を召喚する必要がある場合は、召喚状を用いる。その場で発見した治安管理違反者に対しては、口頭で召喚してもよい。正当な理由なしに召喚に応じない者、召喚を逃れようとする者に対して、公安機関は強制的に召喚することができる。
- (2) 訊問。治安管理に違反した者は、事実のとおり、公安機関の訊問に答えねばならない。訊問は記録をとり、被訊問者は調べてみて違ったところがないと考えたうえで、筆記録に署名あるいは捺印しなければならない。訊問者も筆記録にサインしなければならない。
- (3) 証拠収集。公安機関が証拠材料を集めるとき、関連の機関、公民は積極的にこれを支持、協力しなければならない。証人の訊問をするとき、証人は事実のとおりを述べなければならず、これは筆記録を作らなければならない。証人は調べて違ったところがないと考えた

うえで筆記録に署名あるいは捺印しなければならない。

(4) 決定。訊問、証拠の調査により、治安管理的違反行為の事実が明らかになり、証拠が確かである場合、本条例の関連条項に基づき、これを決定する。

決定時には決定書を書き入れ、あわせて本人に対し、これを告げる。決定書は一式3部で、1部は被決定者に、1部は被決定者の所属機関に、1部は被決定者の居住地の公安派出所に渡される。被決定者の所属機関と居住地の公安派出所は、この決定の執行に協力しなければならない。

(5) 治安管理的に違反した者に対して、公安機関は、召喚後すぐに訊問、証拠の調査をしなければならない。状況が悪く、本条例の規定に基づいて拘留、処罰を適用する場合、訊問、証拠調査の時間は24時間を超えてはならない。

第35条 拘留の処罰を受ける者は、定められた期限内に指示された拘置所に行き、処罰を受けなければならない。執行を拒否する者に対しては、強制的に執行する。

拘留期間の食費は拘留者自身が負担する。

第36条 罰金の処罰を受けた者は、公安関係者にその場で罰金を渡すか、あるいは罰金通知または決定書を受け取ってから5日以内に指定された公安機関に届けなければならない。正当な理由もなく期限を過ぎても罰金を払わない場合は、1日1元から5元の罰金を加算してよい。罰金の支払いを拒んだ者は、5日以下の拘留に処することができる。ただし罰金の処罰はやはり執行しなければならない。

公安機関あるいは公安関係者は罰金を領収したら、罰金の支払い者に罰金領収書を渡さなければならない。

罰金はすべて国庫に入れなければならない。

第37条 決定機関が財物を没収した場合は、没収された者に領収書を渡さなければならない。没収した財物は、すべて国庫に入れる。窃盗、強取、詐欺、恐喝した物は、禁製品を除き、6カ月以内にもとの持ち主のわかった場合、法に基づき、その持ち主に返す。

第38条 損害賠償あるいは医療費の負担を決定された者は、決定書を受け取ってから5日以内に、費用を決定機関に渡し、被害者に渡してもらわねばならない。金額が比較的大きい場合は、分割して支払ってもよい。支払いを拒んだ者については、決定機関がその者の所属機関に通知し、給料の中から差し引くか、あるいは、その者の財産を差し押さえる。

第39条 治安管理的違反で処罰を決定された者、あるいは被害を受けた者で、公安機関あるいは村の人民政府の決定に不満のある者は、通知を受け取った日から5日以内に、1級上の公安機関に申し立てをすることができる。申し立てを受けた公安機関は、申し立てをされてから5日以内に決定をしなければならない。この1級上の公安機関の決定にも不服の場合は、通知を

受け取ってから5日以内に、その地の人民法廷に告訴することができる。

第40条 治安管理条例違反に対する処罰に対し、申し立て、告訴をした者については、申し立て、告訴期間も引き続き、もとの決定のとおり処罰を行なう。

拘留の決定を受けた者、あるいはその家族が保証人を捜すか、規定どおりに保証金を納めた場合は、申し立て、告訴を行なっている期間、もとの決定の執行を延期することができる。この場合、決定が取り消されるか、執行が開始されるときに、規定に基づき保証金を返す。

第41条 公安関係者は、本条例を執行するにあたって、しっかりと法規を守り、公平に法の執行をしなければならず、私利に惑わされて不正を働いてはならない。治安管理条例違反者に対して、暴力をふるったり、罵ったり、虐待したり、侮辱したりしてはならない。違反した者には行政処分をする。犯罪にあたる者は、法に基づき刑事責任を追及する。

第42条 公安機関が公民に対して行なった治安管理条例関係の処罰が誤りであった場合は、公安機関は、処罰を受けた人に対し、その誤りを認め、罰金、あるいは没収した財物を返さなければならない。処罰を受けた者の合法的權益に損失を与えた場合は、損失を賠償しなければならない。

第5章 附 則

第43条 本条例の中にいう、以上、以下、以内は、すべて、その数を含む。

第44条 交通管理条例に関する処罰の実施方法は、國務院が別に規定をする。

第45条 本条例は、1987年1月1日より施行する。1957年10月22日に公布された「中華人民共和國治安管理条例」は同時に廃止される。

中華人民共和国治安管理处罰条例条文解釈

前 言

新しい「中華人民共和国治安管理处罰条例」はすでに1986年9月5日、第6期全国人民代表大会常務委員会第17回会議を通過し、公布され、1987年1月1日より施行される。

新「条例」は、1957年10月22日に第1期人民代表大会常務委員会第81回会議を通過した「中華人民共和国治安管理处罰条例」を基礎とし、30年来の治安管理的経験を取り入れ、新しい時代における治安業務の新しい情況、情勢に基づいて制定された。

新「条例」は1957年の条例と比べると、内容はさらに完全になり、条文もより具体的、明確になっており、また、さらに我が国の実情に合うようになっている。この公布実施は、治安管理的強化、社会秩序や公共安全の保護及び維持、違法行為、犯罪の予防と減少、四つの現代化と改革のためのよりよい社会環境の整備、等に、たいへん大きな意義を持っている。

治安管理的仕事は、国の行政管理業務の重要な構成要素であり、我が国の重要な公安業務の一つである。治安管理处罰条例は、国の治安行政管理の基本的な法律として、社会治安を守り、治安関係の事件を処理するための法的根拠となっている。治安管理处罰は、行政処罰に属し、これが処罰しようとする行為は、治安管理条例に違反する違法行為である。

こういった行為の特徴は、刑法には触れず、刑事処罰をするには及ばないが、また、ふつうの注意、教育では、その効果が期待できない、という点にある。

治安管理处罰条例が規定している治安違反行為は、社会生活の広い領域に及んでおり、人々に、社会において何をしてもよいか、何をしてはならないか、を教え、治安管理的に違反した行為をした場合に、どんな処罰を受けることになるのか、を教えている。これは、治安管理的に違反する者に対しては、有効な制約であり、強制力を持つものであるが、多くの公民にとっては、社会生活における行為規範であり、また自分を教育する手段でもあり、さらにまた、治安管理的に違反する行為と闘う武器でもある。そこで、多くの幹部、労働者、農民、軍人、学生等は、みな、この新しい治安管理处罰条例をしっかりと学び、社会に広め、徹底的にこれを執行しなければならない。

多くの人々や司法関係者等、この新しい「条例」を学ぶ人達の必要を満たすため、我々は特に、公安部法規局の羅鋒、劉伯祥、張京、王瑛の4氏にお願いして、「中華人民共和国治安管理处罰条例条文解釈」を編集していただき、新しい「条例」の1章1章、1条1条に解釈を加えていただいて、読者の参考に供することになった。

時間に限りがあったため、まだまだ不十分なところがあるのを否めない。読者の意見を心から待つ。

第1章 総 則

本章は、治安管理条例の果たすべき役割と、その適用範囲、治安管理条例違反行為の概念、治安管理条例の処罰の原則等を規定している。総則の各条の規定は、いずれも、その他の各章の条項の規定に適用でき、その他の各章の条文を運用するときには、必ず総則の条文が定めている一般原則に符合していなければならない。

第1条 治安管理条例を強化し、社会の秩序と公共の安全を守り、公民の合法的権益を保護し、社会主義現代化建設の順調な推進を確保するため、本条例を制定する。

< 解釈 >

本条は我が国の治安管理条例が果たすべき役割りを明確に規定している。その役割りというのは、以下のごとくである。

- (1) 社会秩序を守る。社会秩序が良好であることは、社会主義現代化建設を進めるうえで欠くことのできない条件であり、また、その良好な社会秩序を守るのが治安行政管理の重要な役割りである。我が国の多くの公民は、自主的に、国の法律、法規を守り、公共の秩序を守り、社会の公德を尊重する者であるが、公共の秩序を守らず、社会の公德を尊重せず社会の秩序、社会の治安を乱す者も確かに少数いる。こうした者達は、ただ説得してわからせようとしても効果はなく、そのままにしておくと、必ず社会の治安に重大な危害をもたらすことになり、人によっては犯罪への道を歩む可能性も大きい。そこで、「条例」は、社会秩序の管理を妨害する行為に対し、その重大さのかけんによって、一定の処罰を科すことを明確に規定することで、こういう行為が行なわれるのを防止、予防し、良好な社会治安、秩序を守ろうとしている。
- (2) 公共の安全の保障。いわゆる公共の安全というのは、多くの公民の生命、健康、及び公私の財産の安全を指す。公共の安全を妨げる行為というのは、多数の人の生命、健康、あるいは公私の財産に損害を与える行為を指す。こうした行為がひとたび行なわれると、政治的にも経済的にも国家や公民に重大な損失をもたらす、社会の秩序、生産の秩序、仕事の秩序、教育、科学研究の秩序、公民の生活の秩序等が乱されることになり、四つの現代化の順調な推進にも影響を与える。このため、多くの公民の生命、健康と公私の財産の安全をしっかりと保障するために、公共の安全を妨げる行為との闘いにさらに力を入れる必要があるのだ。「条例」の、弾

薬、燃えやすいもの、爆発しやすいもの、劇毒等の管理、消防管理、集会の安全管理及び公共の娯楽施設の安全管理等の規定は、いずれも公共の安全を守るための活動のうちに入る。

(3) 公民の人身の権利が侵犯されないよう保護する。公民の人身の権利というのは、公民の生命、身体の健康、名誉、自由等の権利を指す。人身の権利は公民の最も基本的な権利であり、この人身の権利が、きちんと保障されるという条件のもとで、はじめて、他の権利の享受を語ることができる。「条例」は、公民の人身の権利を侵犯する行為、及び、そういう行為をした者に対する処罰について、それぞれ比較的細かい規定をしている。

(4) 公私の財産を保護する。公私の財産というのは、社会主義の公共の財産と、公民個人の合法的な財産を指す。社会主義の公共の財産というのはすべての公民の所有する財産と労働者集団の所有する財産のことで、これが社会主義現代化建設の物質的な力であり、国家の富強、人民の幸福の源泉である。そのため、どの公民もみな、公共財産を愛護し、保護し、これにどんな侵犯も受けさせてはならないのである。公民個人の合法的財産というのは、公民の合法的な収入、貯蓄、家屋、その他の生活用物資、及び公民個人、家族の所有する、あるいは使用している自留地、自留の家畜、自留の木、また、公民個人あるいは家庭が経営を請け負っているその他の生産のための資本を指す。これは、公民が、生産労働、仕事に従事し、物質文化生活をするのに欠かせない条件である。

「条例」は、社会主義の公共の財産と、個人の合法的な財産を侵犯する行為に対する処罰について、それぞれ具体的な規定を行なっている。

第2条 社会秩序を乱し、公共の安全を妨げ、公民の人身の権利、公私の財産を侵犯する者のうち、「中華人民共和国刑法」の規定によってその行為が犯罪となされる場合は、法に基づきその刑事責任が問われ、その行為が刑事処罰に及ばず、治安管理处罰を与えるべきとき、本条例によって処罰が行なわれる。

<解釈>

本条は、治安管理等違反行為の概念規定を行なっており、どんな行為が、治安管理等違反行為か説明している。この規定によると、治安管理等規定というのは、以下の三つの特徴を持っているものである。

第一。治安管理等違反行為は、必ず、社会に対して、ある程度の危害を与えるものである。本条の規定に列挙されている攪乱、妨害、侵犯等、社会に危害を及ぼす各種の行為は、どれも社会を損なう要素を持ち、社会や公民の利益に害があるものである。ある行為が治安管理等違反行為であるかどうかを確定するには、その行為が、社会に害を与えるかどうかということを分析するほか、さらに、その害の程度がどのくらいか、ということも分析しなければならない。すなわち、ある程度以上の危害を社会に与える違法行為が、治安管理等違反行為であるということである。

第二。治安管理条例違反行為は、その程度がそれほど重大でなく、刑事処罰をしなければならないほどではない行為である。治安管理条例違反行為が、犯罪行為と違うのは、主に、その社会に及ぼす危害の程度の違いによる。治安管理条例違反行為と刑法に定められている犯罪行為との違いは、その状況と程度の差のみである場合が多い。例えば、いろいろな方法を用いて、変形賭博をするのは、治安管理条例違反行為で、ふつうは説諭、あるいは、治安管理条例関係の処罰をもってこれを解決する。しかし、これが、営利を目的とし、人々を集めて賭博をした場合や、賭博の常連である場合は、刑法第168条の規定に違反することになり、賭博罪が成立する。このように、その程度が軽く、刑事処罰をするまでには及ばない行為である場合に、はじめて治安管理条例違反行為と定められるのである。

第三。治安管理条例違反行為は、「条例」に基づいて処罰が行なわれる行為でなければならない。本条の規定によれば、治安管理条例処罰を受けなければならない、社会に危害を与える行為であってはじめて治安管理条例違反行為と認められる。たとえ、ある人の行為が違法であり、社会にもある程度の危害を及ぼしたとしても、もし、その行為が、治安管理条例で処罰を受けなければならない行為と規定されていなければ、これを治安管理条例違反行為と見なすことはできない。

第3条 中華人民共和国の領域内で行なわれた治安管理条例に違反する行為には、法律に特別の規定がある場合を除き、本条例を適用する。

中華人民共和国の船舶あるいは航空機内で行なわれた治安管理条例違反の行為にも本条例が適用される。

<解釈>

本条は、本条例の適用範囲の規定である。

第1項の「領域」は我が国がその主権を行使する地域を指し、国境以内の陸地、領水（領海、内陸の川、湖等）、領空が含まれる。我が国は、独立した主権を持ち、完全な領土を持つ社会主義の統一国家である。我が国の領域内で、治安管理条例に違反した場合は、中国人、外国人、無国籍者のいずれにかかわらず、法律で特別に規定されている場合を除いて、みな、我が国の治安管理条例処罰条例の規定に基づいて、その法律責任を追及されなければならない。「法律に特別の規定がある場合を除いて」というのは、以下のいくつかの場合を指す。

第一。外交特権と免除権を持っている外国人が我が国の領域内で犯した治安管理条例違反の行為。その法律責任は、外交経路を通じて解決する。

第二。自治区、省、直轄市の国家機関が、それぞれの状況に応じて改変の規定をした、あるいは補充の規定をしているもの。

第三。本条例第44条に定められている国務院による、交通管理条例違反行為に対する処罰の実施方法の別途の制定や、あるいは、本条例が発効してから後制定されるであろう他の治安管理条例関係の法

規で規定されている場合。

第2項は、我が国の船舶内あるいは航空機内で、治安管理条例に違反する者は、それが領域内であっても領域外であっても、すべて本条例を適用するということである。国際的な慣例では、公海上、及び外国の領域にある自国の船舶と、外国の領空内にいる自国の航空機（外国の港に停泊している、あるいは飛行場にいる自国の船舶と航空機を含む）も、自国の領域の範囲内に属するものとみなされる。このため、こういった場所で行なわれた治安管理条例違反行為にも本条例を適用するのである。

第4条 公安機関は、治安管理条例違反者に対し、教育と処罰を結びつけて行なうという原則をしっかり守る。

<解釈>

本条は、我が国の治安管理条例違反に対する基本原則を規定している。教育と処罰を結びつける、というのが、我が国の治安管理条例の制定、実施時の基本原則である。この原則の基本的な考え方は、多数の者を教育し、少数の者を処罰し、それぞれに別々の対応をする、というものである。処罰は目的ではなく、一つの手段なのであり、処罰によって教育の目的を達成するのである。このため、公安機関は、治安管理条例に違反した者に対し、終始、教育と処罰を結びつける、という原則を貫き、それぞれの状況に基づいて別々の対応をし、事実を明らかにし、道理を述べて、理をもって相手を説得、従わせるよう努めなければならない。程度がたいへん軽く、自主的に誤りを認め、すぐに改めた者については、処罰を軽くしたり、免除したりしてよい。警告、罰金、拘留の処罰をしなければならない者に対しても、その程度の軽重を区別するよう気をつけなければならない。処罰の目的は教育なのである。

第5条 民間のもめごとから、けんか殴り合いや他人の財物の損壊等の治安管理条例違反行為が起きた場合は、その程度が重大でなければ、公安機関が仲裁し、和解措置をとってよい。

<解釈>

本条は、民間のもめごとがもとでけんか殴り合いや他人の財産の破損等の治安管理条例違反行為が起こった場合、それをどう処理するかを定めた規定である。本条の規定により、民間のもめごとがもとで起こったけんか殴り合いや他人の財産の破損等の治安管理条例違反行為で、その程度が軽いものは、公安機関が調停を行ない、処罰はしなくてもよい。程度の重い場合、あるいは、被害を受けた当事者が処罰することを要求した場合は、その状況を見て、法に基づいて処理しなければならない。

第2章 処罰の種類と運用

本章は、治安関係の処罰の種類と、その具体的な運用についての一般原則の規定であり、あわせて13条ある。

第6条 治安違反行為に対する処罰は以下の3種に分けられる。

(1) 警告。

(2) 罰金。1元以上20元以下。本条例の第30条、第31条、第32条に別に規定のあるものは、その規定による。

(3) 拘留。1日以上15日以下。

<解釈>

本条は、治安関係の処罰の種類に対する規定である。処罰は、警告、罰金、拘留の3種類に分けられる。処罰の種類、罰金、拘留の幅は、いずれも、教育と処罰を結びつける、という基本原則を反映したものである。

(1) 警告。警告は、治安違反行為に対する最も軽い処罰である。警告というのは、治安違反者に警告を与え、行為がもたらした危害を指摘することにより、その者に警戒心を起こさせ、誤りを認め、二度と誤りを起こさせないようにするものである。

警告は、批判教育と、その内容、方法において多くの相似点をもっている。この二つは、どちらも、事実を明らかにし、道理を述べ、責任を明確にし、行為の引き起こす害を指摘するというものである。しかし、警告は治安上の一つの処罰方法であり、公安機関が決定を下し、決定書を書き、治安違反者に対して宣言するとともに、この書類を渡して、責任をもってその誤りを改め、二度としないことを誓うよう命令するものである。

決定書の副本は、治安違反者の所属機関、あるいは居住地の公安派出所に渡し、本人が誤りを改めるのを監督できるよう計らう。治安違反条例の中の警告処罰と、刑法の中の訓戒も、また違う。訓戒は、人民法廷が、その犯罪の程度が軽い者に対し、刑罰を科す必要がないと考えた場合にとる方法で、口頭で、公開で、批評、教育を行なうものである。

警告は、一般に初犯、非常習犯、と、程度がとて軽い者に適用する。

(2) 罰金。罰金というのは、公安機関が、「条例」の関連規定に基づいて、治安違反者に、一定の期限内に一定額のお金を納めさせる処罰である。

「条例」の関連条項の規定に基づき、公共秩序を乱す者、公共の安全を妨げる者、公私の財産を侵犯する者、社会秩序の管理を妨害する者、危険物毒物の管理に違反する者、戸籍、身分証明書の管理に違反する者、消防、交通の管理に違反する者等に対し、それ相応の金額の罰金を科す。「条例」の中の罰金は、一種の行政処罰であって、刑罰の罰金とは違う。刑罰の罰金

は、人民法廷が刑事事件を処罰する課程で、被告人に対し、一定の期限内に一定額のお金を納めるよう強制するものである。さらに、治安管理条例違反に対する罰金と、損害賠償もまた違う。損害賠償は、賠償責任を負った当事者が、双方の約定あるいは人民法廷の判決に基づき、一定の期限内に損害を被った当事者に対し、一定額のお金を支払うものである。治安管理条例に違反する行為が引き起こした損害に対する賠償は、「条例」第8条の規定に基づき、治安管理条例に違反した者が負担する。治安管理条例関係の処罰の中の罰金は、行政処罰の方法であり、税関、税務、工商行政管理等の部門が、法規に基づいて違法者に対し適用する罰金とも違う。

(3) 拘留。治安管理条例に違反する行為に対する処罰のうち、最も重いのが拘留である。これを、ふつう治安拘留とか、行政拘留とかいう。治安管理条例に違反した者に対し、法に基づき、一定期間内、その人身の自由を制限する処罰で、治安処罰の中では最も重い処罰である。「条例」の規定に基づいて、治安管理条例に違反した行為のうち、その程度のひどいものに、この治安拘留処罰を課すことができる。治安拘留は、人身の自由を制限する治安処罰なので、これを運用する場合は、厳しく法に基づき事を行なわなければならない。また、治安拘留に処した場合、「条例」に定められている期限をしっかりと守り、言いわけをして、勝手に拘留期間を延ばすようなことは、絶対にしてはならない。

治安拘留は、刑事拘留とは違う。刑事拘留は、公安機関が、我が国の刑事訴訟法に基づいて、犯罪を行ない逮捕されるべき現行犯、あるいは重い嫌疑をかけられている者に対し、急のことで逮捕の手続きが間に合わない場合、その人身の自由を一時的に制限する強制的措置であり、この者たちが、捜査、裁判を逃れたり、引き続き犯罪活動をするのを防止する目的で行なわれる。

治安拘留はまた、刑法の中の拘禁労役とも違う。これは、人民法廷が犯罪者に対し、短期の自由の剥奪、労役による改良を判決する刑罰であり、主に、罪が比較的軽い者に適用される。治安拘留は、司法拘留とも違う。司法拘留というには、民事訴訟法の規定に基づき、民事訴訟を妨げる当事者に対し、その人身の自由を制限する教育措置である。

第7条 治安管理条例に違反して得た財物と見つげられた所持禁止品は規定に基づいて、もとの持ち主に返すか、あるいは没収する。治安管理条例に違反して使用した本人所有の道具は、規定に基づき没収してよい。具体的方法は公安部が別に規定する。

<解釈>

本条は、治安管理条例に違反する行為に使われた道具と、非合法に得た財産の処理に関する規定である。本条の規定により、治安管理条例に違反して得られた財産、見つかった所持禁止品、治安管理条例に違反する行為に使用された道具は、それぞれ、以下の原則に基づいて処理する。

第一。所持禁止品以外は、もとの持ち主に返さなければならない。積極的に持ち主を捜し、持

ち主本人あるいは、持ち主である機関に返さなければならない。

第二。治安管理中に違反する行為で、非合法に得られたもの（窃盗、騙取、強取、公私財産の侵犯、汽車、船の切符、文芸の催し物、スポーツ試合の切符の転売で得た非合法の収入）のもとの持ち主が見つからないもの、治安管理中に違反する行為に使われたもの（賭博に使う賭博用具、アヘンを吸ったりモルヒネを注射するのに使った器具）、所持禁止品、（制作し複製し広めた、猥褻書刊、画集、写真、テープ、ビデオテープ等。非合法に製造販売、携帯していた統制品の刀剣類）は、没収する。

治安管理处罰条例に定められている没収は処罰には入らず、治安管理处罰を行なうときにとる一つの行政措置である。この没収は刑罰中の没収とは違う。刑罰中の没収は、犯罪者個人の所有財産の一部あるいは全部を没収する附加刑罰で、主に、罪状の重い反革命者や、利を貪ることを目的とした罪状の重い犯罪者に適用される。

第8条 治安管理中に違反によってもたらされた損害あるいは傷害は、治安管理中に違反者がその損害を賠償するか、あるいは医療費を負担する。行為能力のない者あるいは行為能力に制限のある者が違反者で、本人に賠償する、あるいは医療費を負担する能力がない場合は、その後見人が法に基づき賠償、費用の負担の責任を負う。

<解釈>

本条は、治安管理中に違反する行為によって起きた損害の賠償と、医療費の負担に関する規定である。いわゆる「損害賠償」「医療費の負担」は、治安管理中に違反した者が、公私の財産に損失を与えた、あるいは他人に軽いけがをさせた場合に、それに対し、法に基づいて、その損失を補わなければならない責任のことを指す。賠償の範囲は、主に次のとおりである。

- (1) 損害のもたらした財産、利益の直接の減少、消失部分、加害行為により失なわれた、本来は得ることのできるはずだった利益も排除しない。
- (2) 他人の人身に損傷を与えた場合は、その医療費を負担せねばならず、仕事に支障をきたして収入が減った場合は、それを賠償しなければならない。

いわゆる「行為能力のない者」は、本条例第9条の規定によれば、14歳未満の者及び、自分の行為を認識、抑制できない精神病患者のことを指す。「行為能力に制限のある者」は、14歳以上ではあるが、まだ18歳に満たない者を指す。行為能力のない者、あるいは行為能力に制限がある者が、治安管理中に違反し、損害、傷害を招いた場合、本人に賠償、医療費負担の能力がある者は本人が責任を負い。本人に賠償、負担の能力がなければ、その後見人が法に基づき賠償、負担の責任を負う。

第9条 満14歳以上満18歳未満の者が治安管理中に違反をした場合は、処罰は軽くする。14歳未満の者が治安管理中に違反をした場合は処罰はせず、訓戒を与え、あわせてその保護者に責任を持

って厳しく監督するよう要求する。

<解釈>

本条は、治安管理条例違反行為に対して責任を負う年齢に関する規定である。「責任を負う年齢」というのは、自分の行なった治安管理条例に違反する行為に対して法的責任を負わなければならない、と法が定めている年齢のことである。責任年齢は、治安管理条例違反行為の主体の必要条件の一つで、法が定める責任年齢に達した者が、治安管理条例に違反する行為を行なった場合はじめて、治安管理条例違反行為の主体者となり追及することができる。法の定める責任年齢に達していない者は、たとえば、その者が治安管理条例に違反する行為をしたとしても、その法的責任を追及することはできない。

治安管理条例違反行為に対する責任年齢の規定は、我が国の少年児童の知力、体力の発育の実情に合ったものである。14歳未満の子供は、幼少期に属し、心身がまだ成熟していないため、一般に、自分の行為がどんな危害をもたらすか、どんな法律結果が待っているかといったことが、はっきりわかっていない。まだ一定の責任年齢に達していない子どもに処罰を与えれば、教育の目的が達成されないばかりか、幼い心に傷を残し、子どもの健康な成育によくなく、これでは処罰の意義も失われてしまう。このため、14歳未満で処罰を免除する場合、「教え戒め、その保護者に責任を持ってさらに厳しく教育するよう命令する」のは、必要かつ適切な措置である。

14歳以上、18歳未満の者で、治安管理条例に違反した者は、その処罰を軽くしなければならない。これは、この時期の少年は、自己の行為を認識、抑制する一定の能力を具えているものの、心身はやはり完全な成熟を成し遂げてはおらず、社会の悪い影響を受けて法律違反を犯しやすいことを考慮したものである。

この時期の少年が治安管理条例に違反した場合、それを放っておいても、また過度に厳格であってもよくなく、適当な処罰を科し、重点は教育に置かななければならない。そこで、「条例」は、この時期の少年の治安管理条例違反行為に対し処罰を軽くする、という規定をしたのである。こうした規定は、国家の児童に対する配慮、愛護の反映であり、また、法律の少年児童に対する特別な保護の表われでもある。

第10条 精神病患者が識別能力がない、あるいは自己の行為を制御できない状態で治安管理条例違反をした場合は、処罰しないが、その後見人に責任を持ってしっかりと監督、治療するよう要求する。間歇的に病気が起こる精神病患者が正常時に治安管理条例に違反した場合は処罰する。

<解釈>

本条は、治安管理条例に違反した精神病患者の責任能力に対する規定である。いわゆる「責任能力」というのは、一人の人間が、自己の行為が社会に与える危害と、その後待っている法律上の結果を理解し、かつ、自分の行為を抑制する能力のことを指す。通常の場合のもとでは、一人の人が法で定める責任年齢に達したということは、その人が自分の行為に対し必要とされる認識、抑

制能力を具えているということを意味している。しかし、人のこの能力は、ある種の原因によって影響を受けたり、ひどい場合は、完全に失われてしまう可能性もある。例えば、精神病の患者は、精神病の発作が起きている間は、精神の常態が失われ、自己の行為を認識、抑制する能力が弱まったり、喪失されたりする。このため、「条例」は、処罰を受けるべき治安管理者違反者の条件として、責任年齢に達していることのほか、責任能力を具えていることも規定している。

精神病患者が責任能力を具えているかどうかを確定する場合、次の2点に注意しなければならない。治安管理者に違反する行為をしたとき、精神が異常を起こしていたかどうか、がその一である。二つ目は、その病状がその人が自己の行為を抑制できないほどのものなのかどうか、ということである。行為者が精神病にかかってはいるものの、まだ自己の行為を抑制できない程度までは達していない場合は、その人が責任能力がないとは考えない。この二つの条件が同時に認定されたときはじめて、責任がないと確定される。

第11条 ろうあ者（両方の障害がある者）あるいは盲人がその生理的欠陥のゆえに治安管理者に違反した場合は処罰しない。

<解釈>

本条は、ろうあ者、あるいは盲人の治安管理者違反に対する責任能力についての規定である。「ろうあ者」というには、「ろう」と「あ」の二つの障害を両方持っている人を指す。「盲人」は両目を失明している人を指す。

ろうあ両方の障害を持った者、盲人が、生理的欠陥が原因で治安管理者に違反した場合は、法律上の責任を負わず、処罰を受けない。これは、ろうあ両方の障害を持った人、あるいは盲人は、その生理的欠陥のゆえに、社会教育を受けるうえで、また、自分の行為を抑制する能力のうえで、いずれも、いくらか影響、制限を受けているからである。このため、この人達が、生理的欠陥が原因で、治安管理者に違反する行為をした場合は、処罰をしない。ただし、ろうあ両方の障害を持った人、盲人は生理的に欠陥があるといっても、自己の行為を認識、抑制する能力を完全に喪失しているわけではないので、生理的欠陥以外の原因で治安管理者に違反した場合には、法的責任を負わねばならず、処罰を免れることはできない。

第12条 酒に酔って治安管理者に違反した者は、これを処罰する。酒に酔っていて、本人に危険がある、あるいは他人の安全が脅かされる場合は、その者の行動を酔いがさめるまで制約しておかなければならない。

<解釈>

本条は、酒に酔った者の治安管理者違反行為に対する責任能力に関する規定である。

第1項。酒に酔った状態で、治安管理者に違反する行為をした場合は、法的責任を負わねばならず、処罰を受けなければならない。これは、酒に酔った状態では、ふつう自分の行為を抑制する

能力が弱まるだけで、抑制力を完全に喪失してしまうわけではないからである。このため酒に酔った者が治安管理に違反した場合は、処罰を受けなければならない。

第2項。 酒に酔っていて、本人に危険である場合、あるいは他人の安全が脅かされている場合は、これを酔いがさめるまで、その行動を制限しておき、さめたら処分をしなければならない。この規定は、酒に酔った本人の安全を守るものでもあり、また、他人の安全を守るためのものでもある。酒に酔っているという名目のもと、私憤を晴らしたり、し返しを図ったり、公私の財産を損壊したり、人身の権利を侵犯したり、社会治安、秩序を乱す者は、「条例」の関連規定に基づいて処罰をしなければならない。

第13条 一人に二つ以上の治安管理違反行為があった場合、それぞれ別に決定し、あわせて執行する。

<解釈>

本条は、数種の治安管理違反行為をあわせて処罰する一般原則についての規定である。「一人に二つ以上の治安管理違反行為がある」というのは、一人が二つの違った治安管理違反行為をすることを指す。例えば、張というものが、人民元50元を盗み、少量の公私財産窃盗行為が成立した。

彼は、「条例」に基づけば、30元の罰金を払わなければならない。その後、彼はまた、公共の安全を妨げる行為をした。「条例」の規定では、これは50元の罰金にあたる。張は、2種の治安管理違反行為を犯したが、これに対しては、それぞれ別々に決定をし、あわせて執行せねばならない。こうすると、張は、80元罰金を支払うことになる。

この規定は、あわせて処罰を行なうという原則を反映している。1957年に公布された「治安管理条例」では、2種以上の治安管理違反行為に対して、加重を制限する原則をとり、あわせて処罰をするときには、罰金は30元を超えてはならず、拘留は15日を超えてはならないという規定をしている。新「条例」は、それぞれ別々に決定し、それをあわせて執行するという原則をとっている。

一人が2回以上同じ治安管理違反行為をした場合は、本条の規定による処罰の対象にはならない。例えば、李という者が、1回目に人民元10元を盗み、2回目には30元盗んだとする。この2回の行為は同一の治安管理違反行為なので本条例は適用しない。2回の窃盗は、この種の行為に対す処罰を重くすることで対応する。

数種の治安管理違反行為に対して、同時に拘留と罰金に処すときは、それぞれ条例に基づいて処罰を決定し、同時に執行する。

第14条 二人以上がいっしょに治安管理違反をした場合、それぞれの状況に基づき、別々に処罰する。

他人を教唆、あるいは脅迫、欺して治安管理違反をさせた者は、その教唆、脅迫、欺す

行為に対して処罰を行なう。

<解釈>

本条は共同で治安管理中に違反した行為に対する処罰の規定である。共同の治安管理違反行為は、以下の二つの特徴がある。

- (1) 主観の方からいって、いっしょに治安管理違反行為を行なった者それぞれに共同の故意があったことが必要である。二人以上が、過失から治安管理中に違反する行為をした場合は、共同の治安管理違反行為とすることはできない。
- (2) 客観的な方面からいうと、共同の治安管理違反行為をした者には、それぞれ共通の行為がなければならない。

他人を教唆、あるいは脅迫し、あるいは騙し誘って治安管理中に違反させた場合は、その教唆、脅迫、あるいは騙し誘ってやらせた行為に基づき処罰を行なう。例えば、李という者が王という者を教唆し、窃盗をさせたとすると、李という者は、窃盗を行なった者として処罰する。

第15条 国家等の機関、団体、企業、事業所等の機関が治安管理中に違反をした場合、直接の責任者を処罰し、機関の管理者が指示してやらせた場合、同時にその管理者も処罰する。

<解釈>

本条は、法人が治安管理中に違反する行為をした場合の責任に関する規定である。法人というのは、民事の権利、義務の主体となり得る資格を具えた社会組織のことで、国家機関、団体、企業、事業の機関がこれに含まれる。法人の行為能力は、法人の機関あるいは法人代表者によって行使されるか、または、それから権利を得ている者が法人の名義で行使する。ある機関が治安管理中に違反した場合、その機関の直接の責任者か、あるいは、管理者を処罰する。治安管理中に違反する行為が、管理者によって指示されたものである場合は、行為を行なった者だけでなく、管理者をも処罰しなければならない。

第16条 治安管理中に違反しても、以下のような状況である場合は、処罰を軽くしたり、免除したりしてよい。

- (1) 程度がとても軽い者。
- (2) 自主的に誤りを認め、すぐに改めた者。
- (3) 他の人に脅迫されたり、欺され誘われた者。

<解釈>

本条は、処罰の軽減、免除に関する規定である。いわゆる「処罰の軽減」は、法に定められた処罰の範囲内で、比較的軽い処罰を選ぶことを指す。程度がとても軽いということは、及んだ危害も少なかったということであり、自主的に誤りを認めすぐに改めたというのは、行為者に悔い改める気持ちがあるということであり、また、他人に脅迫、欺し誘われたということは、行為者

の治安管理条例違反が本人が望んで行なったものではないということである。このため、その処罰を軽減、免じてもかまわない。いわゆる「処罰免除」とは、行為者の行為が治安管理条例違反行為として成り立っているが、法に定められた処罰免除の条件に合っているので、処罰をしないことをいう。

第17条 治安管理条例違反が以下のような状況である場合、重く処罰してよい。

- (1) 比較的重大な結果を招いた者。
- (2) 他人を脅迫したり、欺したり、18歳未満の者を教唆したりして治安管理条例違反をさせた者。
- (3) 検挙した者、証人に対して暴力をふるった者。
- (4) 何度も違反をし、誤りを改めない者。

<解釈>

本条は、処罰を重くすることに関する規定である。処罰を重くする場合は、必ず、「条例」の規定する範囲内で、行なわなければならない。例えば、「条例」は、故意に戸籍証明の内容を変えた者に50元以下の罰金を科すことを規定しているが、この場合、重くするには、50元の罰金を科すことができる。本条が定めている4項は、いずれも、その危害が比較的重大な部類に属し、もたらされる結果も比較的重大である。こうした治安管理条例違反者に対しては、処罰を重くしなければ、なかなか教育の効果が上がらないので、重く処罰すべきである。

第18条 治安管理条例違反行為を6カ月以内に公安機関が発見しなかった場合は、処罰は行なわない。

前文の期限は、治安管理条例違反の行為が発生した日から計算するが、その行為が連続性継続性のものである場合は、その行為の終わった日から計算する。

<解釈>

本条は、追及の時効についての規定である。治安管理条例に対する違反は、比較的軽い違法行為であり、社会に与える害も比較的小さいので、6カ月が過ぎても発見されなかった行為に、さらに処罰をしても、あまり意味はない。行為者の行為が6カ月以内に発見された、あるいは、行為者が故意に処罰から逃れた場合は、6カ月を過ぎてまだ処罰されていないときも、やはり処罰することができる。

「連続、継続の状態」というのは、行為者が、同じ治安管理条例違反行為を連続して、引き続いて行なうことを指す。

第3章 治安管理違反行為と処罰

本章は、どんな行為が治安管理違反行為で、どんな処罰を受けなければならないか、ということについて、具体的に規定しており、治安管理处罰条例の中心となる部分である。

全章は14条からなり、それぞれに70余種の治安管理違反行為を規定している。そのうち20余種の行為の様式は、刑法に定められているものと基本的に同じであり、実際に処罰する場合に、その経過がどうか、もたらされた危害は重大かということを見て、刑法を適用するか、本条例を適用するかを決定しなければならない。処罰のうち、第23条に定められた4種の公私財産に対する侵犯行為については、拘留あるいは警告に処すと同時に、あわせて罰金を科することができる。また、第30条、31条、32条の定めている治安管理違反行為に対しては、特別に、かなり大きい金額の罰金を規定している。

第19条 以下のような公共秩序を乱す行為の一つがあり、それが刑事処罰をするに及ばぬ場合は、15日以下の拘留、200元以下の罰金、あるいは警告に処す。

- (1) 国家等の機関、団体、企業、事業所等の機関の秩序を乱し、業務、生産、営業、医療、教育、科学研究が正常に行なえないような状況に至らしめた者で、重大な損害を招くには至らない者。
- (2) 駅、港、民用航空の飛行場、市場、マーケット、公園、映画館、劇場、娯楽場、運動場、展覧施設、その他の公共の場の秩序を乱した者。
- (3) バス、路面電車、トロリーバス、汽車、船など、公共の交通機関内の秩序を乱した者。
- (4) 徒党を組んで殴り合ったり、難癖をつけてけんかをしかけたり、婦女を侮辱したり、その他の無頼な行為をする者。
- (5) デマで人々を惑わせ、人々を扇動して騒ぎを起こす者。
- (6) 虚偽の通報をして混乱を招く者。
- (7) 国の職員が法に基づいて職務を遂行するのを拒否したり、妨げたりする者で、暴力を使ったり、脅したりはしない者。

<解釈>

本条は、公共の秩序を乱す行為に対する規定である。公共の秩序というのは、法律、行政法規、国等の役所、団体、企業、事業所の規則、制度等からなる、社会生活上の行為規範であり、主に、社会秩序、公共の場所の秩序、交通秩序等を含む。

「公共の秩序を乱す」治安管理違反行為というのは、公共の場所で故意に問題を起こしたり、故意に交通を渋滞させたり、国家の治安管理者が法に基づき職務を行なうのを妨げたりという行

為で、刑事処罰をするまでには及ばない行為を指す。

本条第1項は、国等の役所、団体、企業、事業所の秩序を乱し、仕事、生産、営業、医療、教育、科学研究が正常に行なえないような状態にした行為、完全に行なえなくしたのでもなく、また、重大な損失をもたらしたわけではない行為に対して、この規定を適用する。仕事、生産、営業、医療、教育、科学研究の行ないようがないような状態を招いた場合、あるいは、国と社会に重大な損害を与えた場合は、社会秩序攪乱罪が成り立ち、法により、その刑事責任が追及されなければならない。

第2項の「その他の公共の場所」というのは、公会堂、食堂、プール、農産品市場等を指す。

第3項の「公共の交通機関」というのは、運営中のバス、路面電車、トロリーバス、汽車、船等を指す。

第2、3項で、ある行為が治安管理条例違反行為なのか、それとも犯罪行為として成り立つのか、を区別する場合は、主にその行為が「程度が重大」なところまでいっているかどうかをみる。もし、公共の場所の秩序を乱し、人々を集めて交通秩序を乱し、人の死傷、建築物の損壊等を招いた場合は、程度が重大な部類に属し、法に基づき、当事者の刑事責任を追及しなければならない。

第4項のいわゆる「徒党を組んで」というのは、3人以上がいっしょになり集団でけんかをし、公共の秩序を乱すことを指す。また、いわゆる「難癖をつけてけんかをしかける」というのは、公共の場で、故意に騒動を起こしたり、恐喝したり、理由もなく騒ぎたてたりといった行為を指す。「婦女を侮辱する」というのは、下品なことばや動作で、婦女の人身、人格を傷つける行為を指す。「その他の無頼な行為」とは、上述の行為のほか、無頼な動機で行なわれた、公共の秩序を乱す下品な行為を指す。例えば、バスの中で、他人の衣類をこっそり切ったり、小刀で通りすがりの女性の臀部に切りつけたり、他人の体に不潔な物等をつけたり等の行為である。本項が定めているような行為があるとともに、暴力を使い人の死傷を招いたり、公私の財物を損壊した場合、あるいは、殴る、傷つける、婦女を侮辱する等の行為が公共の秩序をひどく乱し、多くの人々の憤りをかった場合等は、状態の悪い部類に入り、△△罪が成立し、法に基づいて、刑事責任が追及されなければならない。

第5項の「デマで人々を惑わせ」「人々を扇動して騒ぎを起こす」とは、真相を知らない人々を、デマにより欺し、惑わせ、それによって、人々を扇動する行為を指す。

第6項の「虚偽の通報をして」「混乱を招く」とは、火災、水害、地震等が起こってもいらないのに、起こったように関連機関に通報して、混乱を招く行為を指す。

第7項は、公務を妨害する治安管理条例違反行為に対する規定である。公務を妨害する治安管理条例違反行為とは、国の職員が法に基づき、その職務を行なうのを拒んだり、妨げたりするもので、暴力を使ったり脅したりはしない行為を指す。暴力や脅しにより国の職員の法に基づく任務の遂行